

令和3年第2回山田町議会定例会会議録（第1日）

招集告示日	令和3年 6月 3日					
招集年月日	令和3年 6月 8日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年 6月 8日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	令和3年 6月 8日午後 2時24分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤克典	○
	2	阿部吉衛	○	9	木村洋子	○
	3	吉川淑子	○	10	関清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田龍寿	○
	5	菊地光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢一成	○	13	阿部幸一	○
	7	山崎泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	1番 昆 清		2番 阿部 吉衛		3番 吉川 淑子	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	武藤嘉宜		書記	黒沢和也	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤信逸	○	長寿福祉課長	福士雅子	○
	副町長	甲斐谷芳一	○	健康子ども課長	濱登新子	○
	技監	赤石広秋	○	建設課長	佐々木義之	○
	技監	高橋慎一	○	都市計画課長	鳥居義光	○
	総務課長	昆 健祐	○	上下水道課長	中屋佳信	○
	危機管理主幹	佐々木克博	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	佐藤篤人	○	教育長	佐々木茂人	○
	政策企画課長	川守田正人	○	教育次長兼 学校教育課長	芳賀道行	○
	会計管理者兼 税務課長	古館 隆	○	生涯学習課長	加藤紀彦	○
	農林課長	佐々木幸博	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
町民課長	川口徹也	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第2回山田町議会定例会議事日程
(第1日)

令和3年 6月 8日(火) 午前10時開会

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 一般質問

令和3年 6月 8日

令和3年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、令和3年第2回山田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

また、本町議会では、5月1日よりクールビズを実施しております。本会議中も同様の取扱いをしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ここで、山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を行います。甲斐谷副町長、紹介願います。

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷芳一）

ただいま議長からお話がありましたとおり、4月1日付人事異動のご報告を申し上げます。

まず、新たな技監が就任してございます。建築担当技監の高橋慎一でございます。

○技監（高橋慎一）

高橋です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

次に、異動した課長をご紹介申し上げます。

財政課長の佐藤篤人でございます。

○財政課長（佐藤篤人）

佐藤です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

長寿福祉課長の福士雅子でございます。

○長寿福祉課長（福士雅子）

福士です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

教育委員会教育次長兼学校教育課長の芳賀道行でございます。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

芳賀です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

議会事務局長の武藤嘉宜でございます。

○議会事務局長（武藤嘉宜）

武藤です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

続きまして、昇任した課長をご紹介します。

危機管理主幹の佐々木克博でございます。

○危機管理主幹（佐々木克博）

佐々木です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷芳一）

建設課長の佐々木義之でございます。

○建設課長（佐々木義之）

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷芳一）

なお、4月1日付で機構改革で課名を変更しております。復興企画課を政策企画課へ変更しており、課長はそのまま川守田正人が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

会議に入る前に、議会事務局長より発言を求められておりますので、許可します。

議会事務局長。

○議会事務局長（武藤嘉宜）

私のほうから、議場内の音響設備の改修についてご報告をさせていただきます。

議場内の音響設備についてですが、不具合が発生しておりましたので、このたび音響設備の改修を行いました。議員席、執行部席の各席のマイク試験を行い、問題がないことを確認しておりますが、万が一マイク等に不具合が発生した場合、会議を中断し、業者による調整等の対応を行わせていただく場合がありますので、ご了承をいただきますようよろしくお願いいたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査等、請願、一般質問、岩手県後期高齢者医療広域連合議会、宮古地区広域行政組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の会議結果報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

なお、受理した請願については、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の産業建設民生常任委員会に付託したのでご報告します。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

今マスクを外してもいいという議長の許可をいただきましたので、外させていただきます。

行政報告、令和3年第1回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告いたします。

行政報告書、事業関係でございます。1、東日本大震災・大津波山田町犠牲者10周年追悼式。期日、令和3年3月11日木曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、約210人。主催、山田町。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、総務課。

2、100歳長寿祝金贈呈。山田町社会福祉顕彰条例第12条。期日、令和3年5月26日水曜日。氏名、関タミ、大正10年5月26日生まれ。場所、自宅、飯岡でございます。贈呈者、私。担当課、長寿福祉課でございます。

行政報告書、防災関係でございます。1、災害警戒本部設置。地震発生、震度4。設置期間、令和3年2月13日土曜日23時08分設置、翌14日日曜日、1時廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

暴風警報。設置期間、令和3年2月15日月曜日15時19分設置、翌16日火曜日15時54分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

大雨（土砂災害）、波浪警報。設置期間、令和3年3月14日日曜日4時33分設置、同日16時03分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

地震発生、震度4。設置期間、令和3年3月20日土曜日18時09分設置、同日19時45分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

林野火災。設置期間、令和3年4月22日木曜日18時54分設置、同日20時廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、船越第2地割43番地1内、焼失面積52平方メートル。原因不明。

地震発生、震度4。設置期間、令和3年5月1日土曜日10時27分設置、同日12時廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

暴風警報。設置期間、令和3年6月4日金曜日4時17分設置、同日14時38分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、調査中。

2、災害協定の締結。災害に係る情報発信等に関する協定。締結日、令和3年5月10日月曜日。契約相手、ヤフー株式会社。契約内容、町ホームページへのアクセス負荷軽減。平常時からの避難所等

の情報を発信。防災情報や避難所開設、避難指示等の情報発信。担当課、総務課。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、1番昆清君、2番阿部吉衛君、3番吉川淑子さん、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり本定例会の会期は本日6月8日から6月10日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間に決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、一般質問を行います。

通告順に質問を許可します。なお、本定例会の質問時間は山田町議会先例74により20分であることを申し添えます。

それでは、1番昆清君の質問を許します。1番。

○1番昆 清議員

1番、昆清、新生会です。質問通告により、壇上より質問いたします。

まず、1番、ワーケーションについて。県内各地では、ワーケーションが進んでいるようだが、町内にはケビンハウス等の施設があり、活用についてももっと積極的にPRが必要と考えるが、どうか。

2番、職員の超過勤務について。当町における令和2年度中に月80時間を超える時間外勤務した職員の現状と当局の認識は。また、今後の解決策についてどう考えているのか伺います。

3番、子供の視力低下について。学校でのタブレットの導入がなされ、子供がデジタル機器を使う機会が増えました。目への影響が懸念され、当町はどのような対策を考えているか。また、その対策

は取れているのか、詳しくお示してください。

4番、海童丸について。オランダ島への送迎の船賃が1人1,000円である。5人家族で利用すると5,000円かかる。これでは、高くて海水浴に子供を連れていけないという住民の声がある。当局の認識はどうか。住民の声に耳を傾け検討する考えはないか伺います。

5番、道の駅について。県内各地で道の駅を開業しており、先月は田野畑村の道の駅がオープンし、次に久慈広域の道の駅の開業が見込まれる。

そこで、伺います。当町の新道の駅と他市町村の道の駅との差別化を図り、特徴ある道の駅をつくり、観光客の誘致に努めるべきと思うが、どのように差別化を考えているのか伺います。

6番、草木地区避難道について。草木地区の避難道の完成の時期はいつ頃の予定であるのか伺います。

7番、なしばたけについて。令和2年度第4回定例会で質問した後も、住民から再三再四の要望がありました。道路拡幅の件はどのように進んでいるのか、詳しくお示してください。

8番、新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルスワクチンについて、高齢者向けのワクチン接種が始まり、大変喜ばしいことであると思います。

そこで、伺います。(1)、ワクチン接種を始めてから現在まで、各種問題点は発生していたのか、あればその内容と対処方法は。

(2)、65歳以上の高齢者の接種完了見込みはいつ頃か。

(3)、その後の接種について、再度年代別に接種するのか、それとも全員一括接種にするのか伺います。

(4)、接種対象となる町民全員の接種が終了するのはいつ頃か。

(5)、コロナ禍に伴う今年度の各種イベントについて、現時点で延期並びに中止を予定している事業は町内で何事業あり、その後計画はどうなっているのか、詳しくお示してください。

以上です。再質問については、自席で伺います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

1番昆清議員のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

1点目のワーケーションについてお答えします。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、旅先でも働くことを可能とするテレワーク対応への取組が県内各地で行われております。町でも、このような状況を踏まえ、ケビンハウス内にWi-Fi環境を整備したところであります。工事は、4月末に完了し、既に町ホームページに掲載しているところであり、利用促進が図られるようPRに努めてまいります。

2点目の、職員の超過勤務についてお答えします。令和2年度中に超過勤務時間が月80時間を超え

た職員は7名で、月数は延べ8か月となっており、その要因は主として新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年台風19号災害復旧工事などの他律的業務が要因と捉えております。庁内では、働き方改革の取組の一環として、改めてノー残業デーを設けるなど、事務能率の向上や職員の健康の確保に取り組んでいるところであり、今後とも業務の見直しや効率化に取り組むとともに、時期や状況に応じ、チーム、係の枠組みを超えた業務負担の平準化などを図りながら、超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

4点目の海童丸についてお答えします。海水浴シーズンにおけるオランダ島送迎コースの料金は、中学生以上が1,000円、小学生が500円であります。震災前は、それぞれ現行の半額であったことから、高いと感じる方が多いものと推察しております。料金設定に関しては、必要経費を積み上げ、収支のバランスなどを考慮しながら決定したものであります。その料金が高いといった声は町にも寄せられていることから、現在検討の余地がないか、指定管理者である観光協会と研究をしているところであります。

5点目の道の駅についてお答えします。新道の駅に関しては、カキをはじめとした特産品をバーベキューなどで自ら調理して飲食できるサービスを考えております。山田町ならではの農林水産物を中心とした新鮮な商品を提供することで、他施設との差別化を図る考えであります。また、町への玄関口として、訪れた利用者や観光客等が町内各所に周遊、滞在してもらえるよう、町内の飲食店や商店の紹介、まちなか交流センターに設置した震災伝承ギャラリーや織笠大橋付近に整備した展望広場、鯨と海の科学館を中心とした船越地区の体験観光スポットなどの資源を生かし、観光客等を町内に呼び込む取組を進めてまいります。

6点目の草木地区避難道についてお答えします。草木地区避難道については、地区住民からの要望があったことなどから、三陸沿岸道路の側道周辺について、避難場所を含め検討し、道路を管理する三陸国道事務所と協議を行ってまいりました。その結果、先般避難場所として用地の使用及び避難経路におけるのり面箇所の避難階段の設置についてめどが立ったところであります。このことから、本年度中に完成する見込みとなっております。

7点目の飯岡第10地割地内の通称なしばたけ地区の道路拡幅についてお答えします。同地区の町道山田配水池線は、道路沿線における地形や住宅地の状況などから、全面的な拡幅は困難であります。町では本年度既設の側溝を車道用の落ち蓋式側溝に改修することとしたところであり、現在工事発注手続を進めております。

8点目の新型コロナウイルス対策についてお答えします。1つ目のコロナワクチン接種を始めてからの問題点についてですが、会場に接種券等の書類を持参しない方や送迎バスの乗り場を間違える方などがおり、書類の再発行や予約決定通知書に乗り場の詳細を明示するなどの対応をしております。

2つ目の高齢者の接種完了時期は、7月下旬を見込んでおります。

3つ目の65歳未満の接種についてですが、7月上旬をめどに開始する予定でおります。接種順位は、

国の方針に合わせ、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳以上65歳未満の方を優先とし、その後の年代については、予約状況により調整しながら進めていく予定です。

4つ目の町民全員の接種については、希望する方の接種がおおむね完了するのは9月末と見込んでおります。

5つ目のコロナ禍に伴う本年度の町が主催するイベントの延期及び中止の予定についてですが、現時点で延期または中止を予定しているイベントはございません。今後において、感染状況やそれぞれのイベントの内容を十分に踏まえて、開催について判断していくこととしております。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐々木茂人）

3点目の子供の視力低下についてお答えします。

デジタル端末を活用した授業の本格化で、視力への影響が懸念されることはご指摘のとおりであります。授業に組み入れる際には、長時間の使用を避けることや目とデジタル端末の間隔の維持、良好な姿勢の確保など、児童生徒の視力保護にしっかりと配慮してまいります。さらに、家庭でのスマートフォンやゲーム機の長時間利用や睡眠不足等が全国的な課題となっていることから、その適切な利用時間や使用の仕方について、引き続き指導を行ってまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番昆 清議員

では、1番から順序に行きます。

ケビンハウスの収容人数は何人になっているのか。ケビンハウスの収容人数。

それから、今回の災害で、ケビンハウスに影響はなかったのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

ケビンハウスにつきましては、現在10棟ございまして、最大6人まで宿泊できるというようになっております。

そして、災害というのは、台風19号の話でございますね。ケビンハウスについては、被災のほうはしておりません。ただ、オートキャンプ場のほうが被災して、現在も引き続き使用中止ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

ここのケビンハウスは、物すごくいい場所に設置になっていると思います。ですから、当局ももっともっと幅広い、全国的なPRを寄せて、山田町に何とか集客を進めるような対策を取ったほうがいいのではないかと考えておりますが、対策はあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議員がおっしゃるとおりでございます。ただ、30年ぐらい建設からたっておりますので、老朽化がかなり進んでいるというところで、昨年度から1棟ずつ改修工事をしているというような中で、さらにPR活動を展開していきたいと、誘客に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

それで、今の工事のほうですが、あるのは10でしたか。そうしたら、工事が完了するのはいつ頃の予定になっていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

特段整備計画はないのですが、1年に1棟ずつというような考えで進めております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

ありがとうございました。

次に、2番に行きたいと思います。当町では、80時間以上を超えた職員が7名ということで報告になっていますが、過労死ラインとされる100時間を超えての残業をした職員はこの中にいるのかいないのか伺います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

2年度の状況についてでございますけれども、100時間を超えた職員はいないというふうになってございます。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

ありがとうございました。

次に、3番、子供の視力低下について。世界保健機関は、2050年までに2人に1人が近視になると推計をしていると報道で見ましたが、当局としての対策は何か考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。今傍聴者の方から要望がありましたので、盲導犬と一緒に傍聴したいということで、許可しましたのでご理解賜ります。

答弁を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

近視が問題視されるというのは、文科省のほうでもやはり問題視をしております。全国的に今回のデジタル端末の利用によって、実態調査を行うということでもあります。まず、近視というのは、スマートフォンあるいはゲーム機器、この利用が大きな課題となっていて、成人になると緑内障や網膜剥離になるという、病気のおそれもあるということですので、委員会としてもそれは問題視して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

ある論文では、屋外で太陽光を浴びると近視の抑制につながるなどの結果報告があるとのことであり、ます。それで、できるだけ外の授業時間とか、体育の時間を増やすべきと私は考えるのですが、国との関係とかいろいろあると思うのですが、私らは小さいとき野球とか何かで外にいっぱい出て外遊びしたのが多いのですが、最近はそのようなお子さんたちがなかなかないようなのです。それを何とか子供の遊び場とか、そういうをつくりながら、できるだけタブレットから目を離して、外で体育とか、そういう体操をさせるような環境をつくったらいかがなものかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

議員ご指摘のとおり、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1番、マイクを口につけてやらないと……マスクしていいですから、マイクを口のほうに寄せてお願いします。1番。

○1番昆 清議員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それから、現在タブレットを小中に導入という報告も聞いていますが、現実に導入の実績はどのようになっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

実績というのは、ちょっと趣旨が分かりませんが、まず授業は2学期のほうから……

○1番昆 清議員

導入。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

導入は、まず端末の購入はしております。授業は、2学期から行いたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

実は、豊間根小学校で4月に交通安全教室があったのですが、まだそれまでにはタブレットの導入が届いていないということだったので今お聞きしました。現状はどうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

端末の購入は済んでおります。今現在初期設定を行っておりまして、間もなく6月の末あたりに学校に配備をいたします。ただ、授業につきましては、2学期から取り組んでいくということになります。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

授業については分かるのですが、導入の、各学校に全部導入なされる日程はいつ頃の予定ですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

児童生徒分の端末1人1台分につきましては、もう既に購入済みであります。先ほど申したとおり、6月末には全ての学校に端末を配備するということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

分かりました。よろしくお願いいたします。

それから次に、4番の海童丸の件ですが、大人1,000円という船賃ですけれども、もっと半額になるとか、そういったような、観光協会のほうの問題だと思うのですが、そういう交渉を水産商工課とかのほうではできないものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、料金の設定に関して、高いというような声は町のほうにも来ております。それを踏まえて、現在観光協会のほうと協議を続けているというところで、前向きに進めていきたいということで、料金のほうはまだ公表は確定していないのでできないのですが、そういった流れで今取り組んでおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

町民の要望にも何とかお願いしたいと思って、よろしくお願いいたします。

次に、5番の道の駅の件で質問いたします。バーベキューは、やるということなのですが、緑地公園は整備できないのかどうか、伺います。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

屋外空間であります緑地広場として設置することを考えております。親子連れとか高齢者、子供の方が誰でも利用しやすく交流できる空間というところで考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

例えば子供たちの遊べるジャングルジムとか、そういった親子の集客を見込めるような対策とかは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

訪れた親子連れ等が遊べる空間、子供たちにとって魅力的な空間と。あと、目玉になるような屋外遊具の導入も考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

実は、川井の道の駅、あそこは今通過しているのです、皆さんが。なぜかという、山田までは1時間ちょっとで来るのです。それで、今漁協とか、そういうところを見ていると、結構盛岡ナンバーの車の人たちが多くて、魚釣りとか、朝来て夕方帰っていくという今現状が多々見られるのです。だから、ぜひ親子関係の、子供の集客を何とか集まるような、せつかくの多額の金をかけて道の駅をつくるわけですから、山田町が潤うような工事とか施策とかあったほうがよろしいのだろうと。そのまま釜石を回って盛岡に帰るという状況なので、ぜひそこらは検討の余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

現在検討している遊具については、ふわふわドームというのがあるようなのですけれども、これについては子供たちに非常に人気がある遊具なようでして、その導入ができないかというところも検討は進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

なかなか分からないようなあれなのですけれども、例えばどういうあれなのですか、遊具は。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

トランポリンのような感じでして、築山みたいな形の、中に空気が入っていて、跳んで遊べるというようなものです。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

分かりました。また、あと新しい道の駅にスタンドとか、そういう併設なんかは考えていないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

道の駅で計画しております事業用地の中には、ガソリンスタンドというのは計画されておられません。周辺にある民地等を使って事業者が進出するというのであれば、一体として考えられるのかなというふうには思いますが、あくまでも事業者の進出があってという形にはなるのかという考えでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

石巻の道の駅でしたか、隣にはスタンドが……石巻だったか、この間見に行ったときは、併設してあるところがあって、結構なかなか混んでいたようなのですが、そこがもしあれば、どこかの事業者でも手を挙げてスタンドがつけばよろしいのではないかなと思って考えていましたので、よろしく願いいたします。

7 番の質問です。拡幅分についてはありがとうございました。よろしく前向きに進んでいただきたいと思います。

それから、ごみ収集車等のUターンが大変と聞いているのですが、車Uターンの件で、どのように対策を考えているかを聞きたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

地域の方々から議員おっしゃるとおり住宅地の上のほうにもごみ収集車の乗り入れがほしいということもあって、そのための方向転換場所ということでも伺っております。まず、今年度は、車両のすれ違いの問題を解消するために、側溝の改修を先行して行いますけれども、回転場所については側溝改修後に、ごみ収集車の乗り入れが可能なのか、あとまた乗り入れた後の方向転換が可能なのかといった課題もございますので、そういったところを含めて、地区の皆さんのご意見も聞きながら対応を検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に、8 番の新型コロナウイルス対策についてお聞きします。今回のコロナワクチンの接種対策について、健康子ども課の課長をはじめ、職員の皆様の対応は物すごく早くてよかったかなと思うのです。他市町村よりも接種のほうが多くて、順調に進んでいると思っていますので、これは大変感謝したいと思います。ありがとうございました。

それについて、また伺います。接種証明書は発行できるのか伺います。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

接種証明書につきましては、接種券のところにシールがついておりまして、そちらに接種日、あとは医療機関名を印字しまして、ご本人に返しております。その形で接種券の証明書を発行しております。

○議長（昆 暉雄）

1 番、マイクを口元につけてお願いします。隣に迷惑かけますので、マスクだけのご協力をお願いします。1 番。

○1 番昆 清議員

それから、全国では若い人たちの接種も 6 月中旬以降より対応との話を報道で見たのですが、当局はどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

答弁書にもございますが、65 歳未満の方の接種につきましては、7 月上旬を目指して今準備をしている段階です。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番昆 清議員

この間、私ワクチンのあるところで打ったわけですが、そうしたらワクチンの接種券を持ってこなくても看護師さんたちがスムーズに対応して、「なくてもいいですよ、ちゃんとこちらのほうで対処しますから」というすばらしい光景が見受けられました。これは、高齢者も喜んでいましたので、各保健師さん、そういう人たちが対応して物すごくすばらしいと思っていましたので、このまま間違

いなく継続して、ご指導のほどよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

1 番昆清君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 1 0 時 4 6 分休憩

午前 1 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

議場内のエアコン設定は、22度から20度に下げました。暑い場合は、上着を脱いでください。それでも暑い場合については、室内温度を下げますので、よろしくお願ひします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番関清貴君の質問を許します。10番。

○10番関 清貴議員

10番関清貴、政和会。一般質問通告により、壇上より質問させていただきます。

1、産業振興について。東日本大震災の復興事業も終わりに近づき、またコロナ禍の影響により、本町の商工業は大きな打撃を受けていると考えられます。そこで、次のことを伺います。

（1）、若者等の雇用機会の創出と人口流出の抑制を考えて、企業誘致を進める場合の課題とその解決策は。また、用地等を整備し、立地条件をよくすることを考えているか。

（2）、磯焼け対策として、県で実証事業を行っている間引いたウニを蓄養する事業の本町での実施を考えていないか。また、具体的な対応策としてどのようなことを考えているか。

（3）、起業する方々への支援については、他市町村も取り組んでいますが、本町の支援は起業する方々のニーズに十分応えられる内容であるか。

（4）、新道の駅は、東日本大震災津波の浸水区域であるが、町として来客者の安全安心や避難等を考えた施設整備を行うのか。

2、行政運営等について。（1）、高齢化と人口減少が続く集落において、行政区長の引受手がなくなった場合、行政からの連絡等はどのような方法を考えるのか。また、近々そのようなことが予測される集落を把握しているか。

（2）、震災から10年となり、町民の方々は住むところが落ち着いたと思う。役場から発出された通知文書等について、一つの世帯に対し複数の封書等が届き、無駄な経費をかけているのではないかと指摘する住民の声を聞く。改善すべきと考えるが、いかがか。

（3）、庁舎前の町旗掲揚塔に国旗も掲揚すべきと考えるが、どうか。

（4）、コロナ禍において、手洗い、手指消毒、うがいの励行が感染予防として繰り返し言われてい

る。役場庁舎のトイレの手洗い場の蛇口を自動にする必要があると考えるが、改修の予定は。

3、子育て支援について。少子化による人口減少は、全国的にも防ぐことが難しい事象である。本町において、子育てを支援するためにも、次のことを伺う。

(1)、議会で度々議論されているが、3人目の子供を出産した場合に、お祝い金を交付する考えはないか。

(2)、児童生徒の1世帯2人目からの給食費を免除にして、子育てに優しい町をつくる考えはないか。

4、教育について。GIGAスクール構想に伴い、本町でも児童生徒に1人1台のタブレット端末が配置されたが、次の点について伺う。

(1)、指導する教員の業務量は現在より増えることが予想されるが、働き方改革の面から問題が生じないか。

(2)、児童生徒がタブレット端末を破損した場合の取扱いはどのように考えているか。

(3)、学校図書の充実については、全ての小学校に配慮しているか。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

10番関清貴議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の産業振興についてお答えします。1つ目の企業誘致であります。企業が求める用地や建物の確保、他自治体と比較して優位性のある支援策の創設など、課題は山積している状況にあります。これまで岩手県企業誘致推進委員会と連携し、町内の工業団地や優遇制度などの情報発信に取り組んできたところでありますが、加えて企業のニーズをしっかりと把握した上でのPR活動が必要であると捉えております。工場用地の整備であります。企業誘致を進める上で立地的条件が重要であることから、現在具体的に検討しているところであります。

2つ目の磯焼け対策についてですが、県で行っている間引きウニを蓄養する実証事業は、昨年12月に開始され、本年度も継続して実施されております。令和2年度は、県内4漁協が取り組み、身入りが改善されることが結果として公表されており、3年度は収益面も含めた検証を進めるとのことです。町内の漁協では、実証事業には取り組んでおりませんが、事業の結果を踏まえ、今後の方向性を検討することとしております。

具体的な磯焼けの対応策ですが、本年3月に県が作成した岩手県藻場保全・創造方針において、本県の主な藻場衰退要因は、ウニによる食害、砂等による基質の埋没であり、ウニの除去、藻礁ブロックの設置が必要であると示されております。磯焼け対策など、漁場環境の改善は喫緊の課題であり、対応可能な対策について、関係機関と協議を進めてまいります。

3つ目の起業支援についてですが、町では起業を後押しするために欠かせない創業支援等事業計画を策定し、令和元年12月に国の認定を受けたところであり、近隣市町村と同様の支援体制が整ったものと認識しております。この計画に基づく創業支援塾を起業希望者が受講することにより、創業時の登録免許税が軽減されたり、新規開業支援資金の貸付利率が引下げ対象となったりなど、各種優遇措置が受けられるというものです。

町独自の事業としては、創業時の設備導入費用などに活用できるやまだ創業サポート事業や空き店舗などを借り上げる際の家賃補助である新規出店者経営支援事業を実施しており、起業家への支援施策は手厚いものになっていると理解しております。

4つ目の新道の駅の避難等を考えた施設整備についてですが、津波警報等の発令に対応するため、来客者を安全な場所に誘導する標識等の設置を進めてまいります。

2点目の行政運営等についてお答えします。1つ目の行政区長の引受手がなくなった場合の対応についてですが、ご指摘のとおり、地区から後任者の推薦が難しく、区長を配置できない行政区も出てきており、このような行政区内の連絡等については、直接各世帯へ文書等を送付することとしております。今後区長不在が予測される集落については、具体的に把握はしておりませんが、高齢化と人口減少が進むにつれ、人材確保が難しくなるものと受け止めており、各地区の実情を踏まえながら、行政事務の円滑な処理に努めていく必要があると認識しております。

2つ目の役場から発送される通知文書等については、各課等で同一の世帯に対し、同日に複数の文書等を発送する場合は1つに同封することを基本としておりますが、お届けする文書等によっては、家族間のプライバシーへの配慮などの観点から、個別に発送するケースもあります。今後とも、ご指摘の点を踏まえつつ、コスト意識を持ちながら業務に取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の国旗の掲揚についてですが、本町では国民の祝日に庁舎前の掲揚塔に国旗を掲揚しているところであり、降雨、降雪及び強風などで国旗が汚損または破損するおそれがある場合は、掲揚しないこととしております。

4つ目の役場庁舎トイレの手洗い場については、現在一定量の石けんを自動で吐出する機器の設置やペーパータオルの備付けなどにより、衛生対策を講じているところであり、自動水栓の設置は不特定多数の人が利用する手洗い場の感染症予防対策の一つとして考えられますが、事業費や財源などを踏まえた上で今後検討してまいります。

3点目の子育て支援についてお答えします。1つ目の3人目の子供を出産した場合のお祝い金についてですが、本町においては子育て世帯への経済的支援として、ゼロ歳児から2歳児までの保育料の無償化、3歳児から5歳児までの副食費の助成、乳幼児、児童生徒等の医療費助成等を実施するなど、充実した取組を行っておりますので、現時点でお祝い金を交付する予定はありません。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐々木茂人）

3点目の子育て支援についてお答えします。

2つ目の給食費免除についてですが、学校給食費については学校給食法において食材に要する経費は保護者の負担と定められており、これに基づきご負担いただいているところです。本町では、現在多子家庭の負担軽減のために、給食費負担の対象となる児童生徒の3人目以降の給食費を無償としているところであり、現行のままでご理解願います。

4点目の教育についてお答えします。1つ目の教員の業務量についてですが、新たな授業の形をつくり出していくことから、導入当初はその準備と研修などで業務量が増えるものと想定しておりますが、これは一時的なものであると認識しております。

2つ目の児童生徒が破損した場合の取扱いについては、基本的には教育委員会が保管する予備機から各校に補填することとしております。

3つ目の学校図書の実態については、本年度においても各校全てに配慮しながら、例年規模の購入を予定しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。10番。

○10番 清貴議員

それでは、順番に聞いてまいります。

そうすれば、企業誘致については、岩手県企業誘致推進委員会と連携してとあるのですが、工場誘致をする場合、これは工業団地に限られるわけですか。それとも、個人的に土地を取得して自分の工場を建てて工場誘致条例のほうに該当するよというところを考えた場合、可能なかどうか、お聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、基本とするのは、町内にある農工団地ほか工業団地ということ想定しておりますが、民地のほうを会社が購入をした場合の誘致企業としての認定なのですが、これについては雇用人数とか投下固定資産額、投資額がどれぐらいか、それによって決まるというところがございます。山田町の工場誘致条例の中では、資本総額が2,000万円以上、そして新規雇用が5名以上であれば誘致企業というふう認定をしているところがございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

分かりました。今までの誘致企業の経過を見ましても、工業団地でなくても様々なところにも工場

立地してこの奨励を受けている企業もあるので、今後もそのような進め方で進めていただけるものだと考えております。

そして、企業誘致のほうで考えた場合、場所等はそうのように来たのですが、あとは産業の種目というか種類ですが、特に条例には記載がないようでございます。どのような企業でもこの奨励のほうに該当するかどうか、お伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、企業立地補助金のほうになります。こちらのほうで対象業種は製造業、そしてソフトウェア業、自然科学研究所というふうになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

ほかの町、市のこの条例を見ますと、結構、例えば通信運搬業務とか、あと様々な工場、企業に対して便宜を図るような、そういう仕組みになっているのですが、山田町はそういう指定がないようですねけれども、善意に解釈してほとんどの事業が該当するの、それとも今課長が答弁したように、物をつくり出す工場だけが該当なのかどうか、その辺をお伺いします。もしそれがはっきりしないのであれば、条例のほうできちんと定めたほうが、私のように疑問を持つ人もなくなると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

業種については、検討の余地はあるというふうに捉えておりますので、条例改正が必要なのか、要綱の改正なのか、そういった部分を整理しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

ぜひ今様々な事業、IT産業とか、そのような事業のほうの企業も結構ありますので、その時代に即応した企業を誘致できるような受皿をぜひ山田町でもつくったほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

現状をちょっと理解していない部分もございますが、柔軟に対応できるような制度にしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。どのような企業が山田に来て雇用を生み出すかもしれませんし、投下資本して税金等を納税する企業になるかもしれませんので、その辺については今後考えていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。磯焼け対策ですが、この前たまたまテレビをつけたら、県のほうでやっている、実証実験している田老漁協の情報が伝達されていまして。何か非常によいことのようにまとまっていたのですけれども、山田町でもやはり積極的にあのような実証事業を県のほうにお願いして持ってくるということは難しいことなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

町とすれば、積極的に取り組んでいきたいというところでございますが、取り組む側のほうで今回は手を挙げなかったというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

とにかくウニの間引きというのは、ウニだけでなく、次冬にアワビ漁のほうにも影響が出てくると思いますので、ぜひこれは町でも重要な課題として取り組んでもらうように、県の実証実験、藻場整備、藻礁ブロックの設置とかなんとかというのも出ていましたので、それらについても積極的に研究して、ほかの近隣の市町村にも負けないような施策をぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

取り組む内容については、どこの市町村も大体同じになるものと理解しております。実際に取り組むのは、町は予算獲得とか、そういった部分では努力しますが、実際にウニを間引いたりするという作業、これは漁業者になりますので、そういった部分で課題というか、理解が必要だということで、その辺を今後漁協と調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。漁業者がやるということで、難しいところがあるかと思いますが、町が一生懸命だと漁業者、漁協も一生懸命になろうかと思しますので、その辺は水産商工課のほうで積極的に物事を進めるようお願いしたいと思えます。これは私のお願いで、よろしくお願いいたします。

次は、起業家への支援なのですが、まず山田町の場合は、この前の広報にも載っていましたが、3分の2、上限が50万以内となっていました。この内容について、50万円の補助を支援するにして、何業者ぐらいを想定してこの補助事業を設けたか、お聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

前段町長の答弁にもあるのですが、創業計画の中で、大体創業者は目標が21人というふうに捉えて計画のほうには計上しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、21人掛ける50万というふうに予算のほうは考えているわけではないですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

これは、あくまで目標で、予算の根拠についてはイコールではないということになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、予算上何人程度を予測しているわけですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

そこまではちょっと把握はしていないので、追って回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。私がこのようなのをなぜ聞くかという、隣町の大槌町、2分の1ですけれども、100万が限度額なのです、大槌町のこの補助金交付要綱を見ますと。そして、宮古市も100万なのです。それに比較して、両隣の大槌、宮古の隣の山田町が3分の2であります、50万が限度額と。これは、予算上のものなのか、その程度の、50万程度の規模の起業家に支援するという固い決意なのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

近隣市町村と比べて額が低いということになるかと思いますが、まず創業支援に関しては、県のほうの事業があって、それで対象にならない部分を町のほうでカバーするというような内容でやっている。特に近隣市町村を意識して設定したわけではないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

近隣市町村は、それぞれ地方自治体独自で運営するものですからその辺は分かりますが、ただこの50万の補助の根拠となった、例えば備品とか、そのようなのはどのようなのを、具体的にここで聞いても大変なので控えますが、どのようなのを想定して50万というお金が浮かび上がったのか、その辺について少し説明できるのであれば教えていただきたいです。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

50万の積み上げというところだと思うのですが、なかなかこれは難しい部分がございますが、町が対象にしているのは備品購入なのですが、汎用性のあるものは県のほうではなかなか認めてもらえない。パソコンとかテレビとか、そういった部分になります、そういった部分を業務で使えるのであれば使うというのであれば、そこの部分を対象にしていこうというような考え方でこの50万ということでございます。そして、先ほど答弁漏れがございました、何人分を想定しているのかと。予算上は、200万を持っているので4人分ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。ぜひ町を発展させるためにも、商工業を発展させるにも、この起業家というのをどんどん掘り起こして、町を活性化させるべきではないかなと考えておりますので、ぜひ今後もそうい

う考え方で町では進めていただきたいと思いますので、これは要望として終わらせていただきます。

次に、新道の駅の避難の関係なのですが、来客者を安全な場所に誘導する標識等の設置を進めてまいりますとありますが、車椅子で参られたお客様が避難が必要になったら、そのような避難路になっているわけですか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

計画している道の駅の周辺には、指定緊急避難場所と指定避難所がございます。指定緊急避難場所については、階段で三浴道に上がる部分、それと指定避難所については旧山田北小学校が指定されてございます。ですので、車椅子の方ということになると、旧山田北小学校のほうを考えられると思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

まず、考え方、基本的な考えは分かったのですが、現実問題として旧北小まで車椅子で誰が避難させるわけですか。やはり一緒に来た人が避難させるべきだという基本的な考え方なわけですか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

基本的な考え方とすれば、一緒に来た方、もしくは周りにいる人の手助けということが考えられると思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。やはりどういう状況になるか分からないですけれども、多分大変な状況が予測されます。それなので、まず階段を上って、三浴道のほうに避難する人、あとは車椅子で小学校のほうに行く人と、そのようなのを今度指定管理者となった方々と町ときちんと情報共有すべきであると思いますが、そのようなことを考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

議員おっしゃるとおりでございます。そのように、指定管理候補者とは避難時の考え方についてのお話をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

あと、もう一つなのですが、ほとんどここには車で来ると思います。避難する場合は、多分車を持って避難する方も多くなると思いますが、その辺についても常日頃からきちんと考えておいてもらいたいと思います。これは、お願いとして終わります。

次に移らせていただきます。行政運営なのですが、行政区長の行政区の中で、今現在行政区の構成で小さい規模のところは何世帯、大きいところは何世帯あるというのを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

行政区の世帯数、多いところ、少ないところということでございますが、多いところで100、少ないところで4世帯というふうになってございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、4世帯のところにも行政区長が配置されているわけですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

4世帯のところにも配置をされているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。そうすれば、4世帯のところにも行政区長が配置されて、30、40世帯のところにも行政区長が配置されていないということも現状としてあるわけですが、今後山田町もどんどん人口が減少して、限界集落と、あと消滅自治体も出てくるというのが今盛んに言われていますが、山田町も多分そのような方向に進むのかなと思いますが、行政区を今後どのような考え方で残していくのか、それとももう運営できないところはどんどんなくしていくのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

高齢化と人口減少に伴って、行政区長さんを引き受ける方々も減っていくだろうという議員のご指

摘ですけれども、そのように我々も認識をしております。当面は、今後においては、まず行政事務の円滑な処理を図るために、地区の協力を得ながら、担い手の確保に一層努めていくということを基本に対応していきたいと。次に、地域の実情に応じて統廃合を進めて、体制が構築できるような、そういった方法、そういったのも模索していきたいなど、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

まだまだこれに関してどのように施策を組んでいるか、ちょっとまだ考え方が答弁を聞いていてまとまっていないようですので、山田町とすればこれは大きな問題だと思いますので、きちんと担当課のほうでどのようなのをシミュレーションして、どのような対策を練ったほうが今後の山田町の行政の運営がスムーズにいくか、その辺を考えながら担当課長を中心に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

議員おっしゃるとおり、時代の流れに応じ、そしてまた地域の、地区の実情に応じて、いかに行政事務を円滑に処理、進めていくかということがポイントになってくるだろうというふうに考えております。その辺を踏まえて、地区と一緒にやって対応等進めていくことができればなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。ぜひ地区と一緒にやって、総務課長を先頭にきちんとその体制が長く維持できるように努力していただきたいと思います。

次に移らせていただきます。発送文書なのですが、これについては1つに同封することを基本としておりますと。同日に複数の文書等を発する場合は、1つに同封することを基本としておりますがということですが、現実問題複数の郵便物が同じ世帯に、同じ日に届くという事態も見受けられますが、そうすれば基本を崩してそうしているということと解釈していいのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

まず、各課を基本に、同一日に、同一の文書等発する世帯があれば合封をするというのを基本とし

ているわけですが、ただし家族間のプライバシーに配慮して、同世帯の家族であってもそれぞれ個別にお届けしなければならないというような状況もありますので、文書の内容とか性格によっては個別に配送されるケースもあるというふうに見ております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私伝えておくのは、同じ世帯にそれぞれの名前で封書で来たら、多分家族間であっても開けないと思います。それらも考えながら、合封するというのは文書を1つの封筒に入れるのではなくて、複数の封筒を1つのものにして送ったほうがいいのではないかというものの意見ですので、よろしくお願ひします。これは、これで終わります。

次は、庁舎前の町旗掲揚なのですが、この答弁書によりますと、国民の祝日だけに掲揚していると。破損のおそれがある場合は掲揚しない。通常は、掲揚する予定はないわけですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

現状では、まず祝日の日に国旗を上げているというふうになってございます。

○10番関 清貴議員

通常は上げていないのかというのを聞いている。

○総務課長（昆 健祐）

通常は上げておりません。国民の祝日の日に上げているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

祝日で上げて、ふだん上げていないという理由は何ですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

まず、従来からこのような形で掲揚しているということで、経緯についてはちょっと定かではないのですが、まず祝日の日に上げているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

何かちょっと理解に苦しむような答弁ですが、そうしたら私は国旗と国歌はもう法律で公布されているのです。それなのに、何で毎日国旗を上げないのか、その辺の理由が知りたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

10番議員に申し上げます。恐らく答弁が難しいと思っていますので、保留させていただいて、次に答弁をさせたいと思うのですが。

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷芳一）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ただいまの質問に対しては、国からの通知してありましたけれども、特にそういう通知はございません。それで、やはり国旗を掲揚すべきだというご意見もお持ちの方もいらっしゃいます。そこで、近隣市町村等も確認をしてみました。本町でも、掲揚する方向で検討を進めたいと思っております。この掲揚する場合は、節目の日からになるのではないかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。では、節目を境に、そうしてくれるものと期待しています。節目と言えば、終戦記念日とかお正月とか、いろいろあろうかと思いますが、その辺期待して、これの質問を終わらせていただきます。

次に、コロナ対策で、自動水栓の設置なのですが、事業費や財源などを踏まえた上でと。これは、コロナウイルスのほうの交付金のほうを充てるわけにいかないのですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

コロナの交付金につきましては、感染症予防として交付金の対象になるというふうに認識してございます。現在も300万程度の予算措置はしてございますが、庁舎に関しては今のところ計画はないという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

不特定多数の方が集まる役場の庁舎内ですから、できるだけ、国挙げて手指消毒等進めていますので、その辺についてはご配慮をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。3人目の子育て支援のお祝い金ですが、お祝い金を交付する予定はありませんとあるのですが、この予定というのはずっと未来永劫考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

町では、ご存じのとおりゼロ歳から2歳児の保育料無償化の独自支援をしております、こちらに関しましては県内でも数少ないうちの一町になっております。町としましては、現時点では子育て世代への支援につきましては充実しているものと考えておりますので、こちらにつきましては当面といいますか、県内の状況を見ながら考えていくというところで、現在は予定はございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

ちょっと疑問に思うので、この質問はこれぐらいにいたしまして、次に移らせていただきます。

あとは、学校給食費についても、これもちょっと次の機会にまた再質問をさせていただきます。

次に、教育のほうなのですが、3点目の学校図書についてだけお聞きいたします。学校図書の経費は、統合してから増えたでしょうか。前も同じような質問したのですが、増えたでしょうか、減ったでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（芳賀道行）

図書購入費につきましては、年間経費として変わってございません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

ぜひこれからGIGAスクール、タブレットを利用する、ICTを活用した教育になりますので、図書は子供がじかに読んで、じかに吸収する本等の購入ですので、ぜひ学校図書のほうをおろそかにしないで、タブレット端末にも経費をかけるぐらいとまではいきませんが、図書についても充実をしてもらえるようよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

10番関清貴君の質問は終わりました。

7番山崎泰昌君の質問を許します。7番。

○7 番山崎泰昌議員

7番、政和会所属の山崎泰昌です。壇上より質問いたします。

1点目、新型コロナウイルス対応についてであります。1つ目、ワクチン接種が始まったが、3医療施設の稼働は順調に推移しているのか。また、稼働実績は。

2つ目、ワクチン接種の進捗状況は。また、予定日に受けられなかった町民がどのようなスケジュールに沿って新たに接種できるのか。

3つ目、各種報道によると、各地で接種日に余ってしまったワクチンへの対応が取り上げられています。当町では、どのような対応をしているか。また、以前の全員協議会では、配付されたワクチンを保管しておかなければならない事態があると説明を受けました。一刻も早く元の日常に戻るためにも、配付されたワクチンは全て使用するべきではないか。

4つ目、エールチケットは、好評のうちに完売したようだが、現在までの使用実績は。

5つ目、依然として飲食店の厳しい経済状況が見受けられます。国からの交付金にデリバリー事業への補助メニューがあるようなので、商工会や関連業者等と話し合い、デリバリー事業を進め、少しでも活性化を図ってはどうか。

2点目は、災害復旧についてであります。1つ目、荒神海水浴場へ通じる道路は、一部復旧工事が完了しましたが、依然として通行止めの状態である。海水浴シーズンまでに復旧すると予想しますが、今後の見通しは。

2つ目、荒神海水浴場周辺道路概略設計業務委託の結果どうなのか。もしくは進捗状況は。

3つ目、大浦地区のワラビ川付近の道路整備は、防潮堤の完成とともに整備されると以前の定例会で回答を受けております。防潮堤は完成しているようですが、道路整備が見えてきません。町は、現状をどのように認識しているのか伺います。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

7番山崎泰昌議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルス対応についてお答えします。1つ目の3医療施設の稼働についてですが、1日当たり合計300人の接種を行っており、順調に推移しております。

2つ目のワクチン接種の進捗状況については、65歳以上の高齢者約6,200人のうち、6月1日時点で5,200人の予約があり、1回目の接種を終えた方が3,101人、2回目の接種を終えた方が166人となっております。また、予定日に接種できなかつた方については、改めて予約を取り直していただくか、キャンセル枠での対応をしております。

3つ目の接種日にワクチンが残った場合の対応ですが、キャンセル対応を希望した高齢者に接種し、

無駄にならないよう努めております。

次に、全員協議会での説明についてですが、町に配付される第1弾のワクチンが少量であったため、高齢者施設の入所者等へ先行して接種し、残りのワクチンは第2弾のワクチンと合わせて一般の高齢者を一斉に開始することとしたところですので、ご理解をお願いいたします。

4つ目のやまだ飲食店エールチケットについてですが、4月20日に販売を開始し、翌日には販売した6,000セット、2,400万円分の飲食券が完売となりました。利用状況ですが、5月27日現在で36店舗で9,272枚、19.3%に当たる463万6,000円分のチケットが使用されております。

5つ目のデリバリー事業についてですが、その導入費用などを支援する国の事業が本年2月に創設されたことから、商工会や飲食店組合などに情報提供するとともに、制度の活用を勧めてきたところであり、今のところ動きはありませんが、町ではインターネット販売を含め、新たな生活様式に対応した業態転換を支援しながら、地域経済の活性化に結びつけていきたいと考えております。

2つ目の災害復旧についてお答えします。1つ目の荒神海水浴場へ通じる町道金浜線の災害復旧については、早期完成を目指し工事を進めてきたところであり、本年5月26日に完成検査を終え、通行止めを解除したところであります。

2つ目の荒神海水浴場周辺道路概略設計業務委託については、令和2年度末をもって業務は完了しており、成果品として山側を通る新路線2ルートと現道の町道金浜線及び旧タブの木荘から荒神海水浴場へ向かう通称開拓道路を加えた全4ルートについて、事業費や走行性などを比較した検討資料が整ったところであります。現在施工性や整備後の利便性など、さらなる多角的な視点から課題を整理している段階であり、今後財政の課題も含めて慎重に検討を進めてまいります。

3つ目の大浦地区のワラビ川付近の道路整備については、防潮堤の災害復旧工事は既に完成しておりますが、これに伴う町道長林大浦線など3路線が交差する箇所の道路整備は、大部分が未着手となっております。町では、現在施工者である県宮古水産振興センターと協議を進めており、現時点の計画では本年9月頃から舗装の打ち替えや側溝整備等の工事に着手し、本年度内に完成予定とのことでありますが、今後も県と協力し、一日も早い完成を目指して進めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩いたします。

午前 11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番山崎泰昌君の再質問を許します。7番。

○7番山崎泰昌議員

まず、接種のほうは、答弁書にありますように、順調に推移しているとのことで、安堵はしております。お聞きしたいのは、まず3月定例会では接種希望者の交通手段の確保を検討するということがありました。実情、今もそういうバスが走っているようではありますが、ちょっと内容的に全然私は把握しておりませんので、説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

接種機関までの交通手段の確保につきましては、コミュニティバス運行事業を参考にしまして、路線バスが運行していない地区から各種医療機関までの7地区に20人乗りの公用バスを運行しております。例えば荒川、豊間根、大沢、関口方面、織笠、田の浜、船越、大浦方面に週2回ずつ運行している状況です。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

公共交通がないところというところで、それは理解できますが、先ほど質問した議員の答弁の中で、場所を間違えたりとか時間を間違えたりとか、そういうことがなぜ起こり得るのか。こういうことをするのだったら、受付票、それを配付するときに添付してやれば、それで事は済むのではないかなと考えていたのですけれども、その辺のところ、対応は十分だったのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

送迎バスの乗り場なのですが、こちらはコミュニティバスの乗り場としていました。一般の方は県北バスの乗り場と認識されておまして、そこでのちょっと食い違いがございまして、乗り場を間違えられた方が数名いらっしゃいましたので、その後そういう状況を踏まえまして、予約決定通知書のほうにはバスの乗り場の、旗が立っているとかというふうに表示して説明を加えたところです。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

そこで、私の親もそういうふうな通知書頂きましたけれども、私が見る限りそこにはなかったのです。だから、今答弁とちょっと食い違うし、なぜそもそも県北バスの停留所とコミュニティバスの乗り場の間違いが起きたのかということ、そこなのです。所定を間違ったのではないということを聞いている。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

その点につきましては、こちらのほうで最初からの説明不足だったと認識しております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

答弁書にありますけれども、予定日に接種できなかった人は予約を取り直していただくと。次のところです。キャンセル枠での対応をしているということなのですから、このキャンセル待ちというのは、そもそも接種をする前からこういうふうなシステムですよというのが認知されていたのか。また、周知していたのか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

周知の段階では、予約を受け付けてくださいというところでした。そして、電話で聞き取りをした中で、都合の悪い日にちをお聞きして、都合の悪い日を除いた日程で日程設定をしまして、ご本人に通知したところです。キャンセル枠につきましては、通知を送った後で都合が悪いという方、それから当日接種会場にいらして体調が悪かったり、あとは主治医の指示で当分受けられないというような指導をされた方もいらっしゃるしまして、そういうところの穴埋めにつきましては、予約受付時のところで接種キャンセル対応可能という方の名簿をつくりまして、その順番にご案内をしていたところです。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

では、そのキャンセル対応については分かりました。その下のところです。キャンセル対応でも余ってしまったときは、無駄にならないように努めておりますというふうな答弁書ですけれども、実情として余ったときはあるのではないかというふうに読めるのだけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

現時点までは、無駄になるようなワクチンを出した事案はございません。というのは、キャンセルが出た時点で様々な方面に連絡をしております、それでも対応できない場合は、接種会場にいる接種スタッフのほうに接種するなども対応しておりました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

各医療機関で週2回接種事業を行うわけですが、当然町からも人材を派遣するというので、常時300というところまでを維持できれば、もうすごく効率がいいと思うのです。今後現状うまくやっているの、このところはうまく効率がよくなるように努めていただきたい。これは要望でいいです。

続いて、9月末までに町民全員が受けられるというふうな予定を組んでおるようですが、人の質問だったので、そこはちょっと確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

先ほどの答弁にもございましたように、高齢者の接種終了見込みはまず7月下旬、そして7月上旬から65歳未満12歳以上の方の接種が始まるわけなのですが、その方々は7月上旬から始まりまして、今の人数、それから医療機関との調整を見ながら予定を組んでいたところ、9月末には16歳以上の方は終わる見込みでおります。

○7番山崎泰昌議員

12歳と言ったのでしょうか。どっちなのですか。訂正して。

○健康子ども課長（濱登新子）

失礼しました。12歳以下の方も今度認められまして対象にはなりますが、今回案内するのが16歳以上、そして15歳以下の方はまだ詳しい処方とかが分かりませんので、決まり次第随時ご案内をしていく予定でおります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

すみません、もう一回確認。では、当町で予定しているのは、16歳までが9月末、15歳以下は国の動向を見てやりますよということで理解していいのですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

すみません、説明が不足しておりまして申し訳ございません。一応予定の人数には12歳以上の方も含まれております。ただ、含まれていて、その方々まで含めまして9月末には終わる見込みでおりますが、ご案内を今回出すのが16歳以上から7月上旬のご案内を近々送るわけなのですが、それが16歳以上。そして、国の動向を見まして、国から詳しい12歳以上の情報が流れましてから、それから順次12歳

以上の方へのご案内をしていく予定であります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

ちょっとよく分からないのだけれども、9月末までに16歳までが完了なのですか、12歳までが完了なのですか。どっちなのですか。16歳までをやって、その後15から12というふうに受け止めているのだけれども、それでいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時10分休憩

午後 1時12分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

大変失礼いたしました。まず、先ほど12歳以上のワクチン接種につきましても答弁いたしましたけれども、こちらのほうははっきりまだ国から示されていない状況でした。9月末まで完了見込みというのは、確実なところが16歳以上ということになりますので、訂正いたしておわびいたします。失礼いたしました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

こういうふうに期限も切って行っているし、国のほうでは一刻も早く接種完了を自治体には要望しているわけなのですけれども、それを鑑みていけば、規模はちっちゃい町ですけれども、集団接種もありなのかというところまで考えるのですけれども、そこまでしなくても9月末には終わるというふうな意気込み、またもくろみ、目算があるのかどうか。

○委員長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

現在町では、各接種医療機関で個別接種という対応を取っておりますが、人数的にいきますと集団接種並みの人数を毎日実施しているわけですし、設備等も考えますと、このまま設備が整った医療機関で個別接種という、一日大勢の方が集まっていますが、その形で続けていけると考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

接種については、重ねて交通機関、そこだけをしっかりとさせていただくことを要望して、接種については終わります。

エールチケットについては、翌日で完売ということは、皆さんも期待しているし町内の業者も期待しているところが大きいと思いますので、よかったと思います。答弁書にあります国のデリバリー事業についての支援、これについてどういうふうなものなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

事業の内容でございますが、名称が国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業ということで、これは農林水産省の事業ということになります。対象がインターネット販売を始める際の経費、あるいはテークアウト、デリバリー等を導入する際の必要な経費に対して補助をするというような内容です。補助率は、2分の1でございます。テークアウト、デリバリーの場合だと、地域の協議会、あるいは商工会が事業主体となって、地域の交通機関と連携して取り組むというような内容となります。その中の食材の調達費、あるいは資材費、運送費を補助するというような中身になってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

このデリバリー事業については、以前は業者とシミュレーションまでというところまでは聞いておりますけれども、実情としてワクチン接種のために業者が手薄だということも考えられますけれども、その辺の実情はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

事業者の実情というところでございますが、直接コロナの関連でそういったデリバリーが進んでいないというふうにはちょっと捉えておりませんが、現在役場のほうで、毎週水曜日なのですが出前を取りましようというような事業を、町役場だけの取組になりますが、こういった中で出前の事業を始めているのはもう飲食店の中でも10店舗以上になっているというような状況であるというふうには捉えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

町としても、いろいろ考えて活性化を図っているというのは理解できます。その中で、コロナが過ぎた後、いろいろ生活様式が変わってくるということをマスコミとか国でもそういうふうな方向性になるということは皆さんご承知だと思いますけれども、これを機会に町が音頭を取って、ウーバーイーツとまでは言いませんけれども、それに似たようなものをやってみませんかというぐらいのアクションは起こしていいと思うのですが、その辺は、相手もあることですけれども、できればそういうことまでしていただきたいと思います。ここは、要望で終わっておきます。

次に、災害復旧のほうに移ります。まず、1点目の荒神までの道路、これはもう5月の26に完成していたと。質問書を出すときと、あとは広告には、6月半ばまでの完成を目指すということだったので、ここは質問させていただきましたけれども、こういう回答が出てきましたので、これはいいです。ということは、あそこが開通したということは、今年度はあそこは海水浴場として使用できる、看板も出ていますけれども、そうなれば必然的に避難道路としての開拓道路がまた浮かび上がってくると。その辺のところの整備はどういうふうになっているか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

現在の開拓道路についてでございますが、先日の雨の影響で倒木がございまして、現在通行止めになっているところでございます。工事に関しては、東北電力のほうで対応するというところまで来ております。海水浴には間に合わせたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

分かりました。2つ目、荒神海水浴場周辺道路概略設計業務委託、山側を通る新路線2ルート、これについてちょっと詳しく聞きたいのですけれども、もしよかったら事業費がどのぐらいを見込んでいるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

お答えいたします。

山側の新路線2ルートということですが、まず1つ目のルートとして、なるべく切土を抑えたルートということで、起点部が今の田の浜の田島旅館に続く沢、その入り口付近が起点部となり

ます。山の頂上の裏側を通過して、海から見て裏側を通過して、終点部が観光車道の途中、開拓道路の途中、海水浴場駐車場から約360メートル上がった付近、ここにつながということでございます。

それから、2つ目のルートとして、赤線を利用したなるべく距離を短縮するルートということでございます。先にお話ししましたルート1よりは若干海側を通るかなというところでございます。起点部としては、ルート1より一本南側ということで、今作業小屋がございまして、その少し先の赤線の入り口と、沢の入り口の赤線というところでございます。終点部が、観光車道の途中、海水浴場駐車場から約130メートル上がった付近ということで概略設計しております。距離は、およそ600メートル弱ということで、先ほど1つ目のルートよりは総距離にして240メートル以上短縮されるのかなというふうに見ております。事業費なのですけれども、今概略の事業費ですので、ちょっとこの点については動く可能性がございまして、控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

そういうふう具体的に話が進んできて、ここで答弁書にあるとおり、多角的な視点からというところで、これがもし新ルートができれば、先ほど言った開拓道路、ここが整備する必要性がちょっと薄れてくると。ある程度人が通ればいいのかというふうなイメージも湧きます。今度の新ルートにはちょっと期待しておりますので、そこは十分検討していただきたいと思ひます。

3点目の大浦地区の件なのですけれども、これは以前から私話してはいたけれども、県工事と絡んで、町の仕事が遅れていかないのかということとをずっと言ってきたわけなんです。これも、私はこれが一番そういう例だと思うのです。本来だったら、もう防潮堤の完成当時にやりますよという話だったのが、何でこんなに遅れているのか。まず、そこからお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

お答えいたします。

県のほうからは、この工事に関して、特段施工上の問題で遅れたといった説明は受けていないのが実情でございます。大浦の漁港海岸復旧工事、この全体工程の延伸に伴って、最後の道路のすりつけ部分、交差点部分のすりつけも含めた排水処理の対策工事が後になるというのは分かるのですけれども、ただしここは雨が降ればかなり水がたまるということも確認しておりますので、県に対してはこれまでの遅れた経緯というよりは、現状を伝えて、工事が確実に進むよう働きかけてまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

新しく課長になったばかりで厳しいかもしれないですけども、今のはちょっと答弁と違うのです。何で県がここに手をつけなかったのかということを知っている。では、町のほうとの話し合いがうまくいってなかったのかということを知っているわけだ。その辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

確かに議員おっしゃるとおり、これまでの協議が少しないがしろになったといいますか、県に対する働きかけが少し町の姿勢としてもう少し主体性を持って要請していくことが必要だったのかなというふうに反省はしております。ですので、今後こういったことがないように、まず現場の実情を伝えるということが大切だと思っていますので、こういったことがないように、これから県と協力して町も積極的に関わっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

この件に関して、これは大浦の実情ですけども、山田も1か所そういうところがまだ見受けられるのです。具体例で言えば、三陸やまだ漁協のところの水門のところ、あそこ45号から乗り越していけば、まだ舗装になっていない、2か所。その辺のところはどういうふうに対応していくのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、私自身が舗装されているというふうに認識していたところでございますが、現地を再確認いたしまして、水産振興センターのほうに早急な対応を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

すみません、また大浦のほうに戻りますけれども、新しい防潮堤ができてはいるのですけれども、津波を受けた防潮堤もそのまま残っている場所もあるわけだ。あの辺は、県なのか町なのか、どっちがどういうふうな処理するのか、分かったら教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

旧防潮堤に関しましては、まず地域の漁民の方から、風よけに残していただきたいというふうな要望を受けて現在あるということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

それで地区の人たちが納得するのならば、そこはそれでいいと思います。

それと、またワラビ川のところに戻りますけれども、あそここのところの3路線が交差するところ、ここなのですけれども、ただ舗装するだけでなく、現状を見ればもっと大規模改修みたいになると思うのだけれども、町としてはどういうふうに考えているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず、現状のほうからなのですけれども、現在復興事業で交差点部よりまず北側のほうがかさ上げされているということで、元々この地盤が低いこの箇所というのが、降水時に今かなり冠水するという状況でございます。この排水処理なのですけれども、まず交差点を南北に横切る大浦小谷鳥線、それから浦の浜方面から交差点部につながる長林大浦線について側溝改修、それから集水ます、それからあとは道路の下をくぐる横断側溝、この設置を行って、ワラビ川の放流先となっている道路下の水路へ排水するという計画で現在設計してございます。今年度の工事なのですけれども、県では今年度交差点部の道路の舗装打ち替えも併せて行います。これと合わせて、付近一帯の排水対策として今申し上げました一連の工事を行うこととしておりますので、これによってかなり改善されまして、これでワラビ川付近の道路整備は完了というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

予想どおり、結構大きい改修になると思いますけれども、できるだけ早く完成することを要望して、私の質問は終わります。

○議長（昆 暉雄）

7番山崎泰昌君の質問は終わりました。

11番横田龍寿君の質問を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

11番、政和会の横田龍寿です。一般質問通告書のとおり、壇上より質問をさせていただきます。

1、たばこ税の用途について。(1)、現在の山田町たばこ税の使い道について教えてください。

(2)、今までに多くの議員から子育て世代へ金銭的支援をするよう要望がなされていましたが、そちらの財源としてはいかがでしょうか、町長の考えを教えてください。

2、新型コロナウイルスワクチンの有効活用について。報道で、ワクチン接種がキャンセルになったとき、その分を自治体職員に接種することが批判的に報じられていました。防災、防疫の観点から、私はキャンセルが出たときなどは、例えば窓口で町民と接する職員などに早めに接種したほうがよいと考えていますがいかがでしょうか、町長の考えを教えてください。

3、広報やまだについて。広報やまだにおいて、関東等の遠隔地で頑張っている当町の出身者を取り上げてはいかがか、町長の考えを教えてください。

以上、質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

11番横田龍寿議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のたばこ税の使途についてお答えします。1つ目の使い道についてですが、町たばこ税は、財源の使途が特定されない一般財源であり、町民税などと同様に、町政運営の貴重な財源として幅広く活用しているところであります。令和3年度の当初予算においては、約8,960万円を計上しておりますが、喫煙者数の減少などにより、近年収入額は減少傾向となっております。

2つ目の子育て支援の財源については、国庫支出金などの特定財源のほか、町たばこ税を含む一般財源を充てており、今後においても限られた財源の中で各種事業を展開し、子育て世代への支援を行ってまいります。

2点目の新型コロナウイルスワクチンの有効活用についてお答えします。接種がキャンセルになったときに町職員に早めに接種したほうがよいとの考えについてですが、町としましては、町民の方から優先に接種する考えであり、キャンセル対応を希望した高齢者への接種で対応しております。

なお、町民の方が対応できない場合には、ワクチンを無駄にしないために町職員に接種することとしております。

3点目の広報やまだについてお答えします。町外で活躍する本町出身の方々については、これまでも折に触れ紙面上で紹介しております。今後も町内外において様々な分野で活躍するの方々を取り上げながら、多くの方々により親しまれる紙面づくりに努めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

まず、1点目から。一般財源なので、もちろんたばこ税の一部もそういった子育て支援の財源には使われているという答弁でした。国の施策とかであれば、いろいろな手があると浮かぶのかもしれない

せんけれども、市町村単位でやれることといえば、金銭的なインセンティブ、そういったところなのではないかと思うのですが、たばこ税はちょっと置いておいて、午前中も同僚議員から、子供3人目に対してはお祝い金を出してはいかがかという質問がありましたので、その辺り、くどいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

11番、答弁に迷っているようですので、簡単に質問してください。再質問をお願いします。11番。

○11番横田龍寿議員

すみません、たればの話なのですけれども、たばこ税を含む一般財源のほうが歳入が増えた場合に、そういった第3子の祝い金を出すとか、もし一般財源が増えたときにそういった考えがあるのかどうかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷芳一）

こちらの答弁もよろしくなくて申し訳ございません。横田議員のおっしゃっているところは胸に響きますけれども、一般財源が増えたときには制度をつくって減ったときには制度をなくすというようなことはできませんので、そういったアンバランスは取れないだろうと思います。一方、歳出については、午前中答弁したとおり、現時点ではそのような考えは持っていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

2番目なのですが、同僚議員の質問で、キャンセル待ちが間に合わなかった場合に、会場にいるスタッフに打つことにしていますということでしたが、スタッフは全員打ち終わったのでしょうか。まだ幾らか残っているというか、あるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

現場でのスタッフは、打った方もいますが、まだ打っていない方もおります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

私個人的には、キャンセルが出たときのための役場職員の中の優先順位を名簿でつくってみてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

一般の町民の方のキャンセル対応が難しい場合は、次の優先としましては、在宅介護サービス事業者のほうに声をかけていまして、名簿のほう出していただいております。その次に役場職員を充てているところですが、役場の職員につきましても各課から希望する方の名簿を出していただいております。その中で、健康子ども課として優先する職員は、やはりワクチン接種担当、それから窓口業務の担当、それから危機管理担当というように考えているところです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

今のご答弁だと、各課から名簿が来ていて、この課だとこのチームが優先かなという、課ごとのがあるようなのですけれども、職員全員で例えば1から200とかナンバリングして、この人からやっていくとか、そういった名簿とかは作成はされていないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

名簿のほうは、各課から提出していただいております。その中で、順位のほうはこちらで、先ほど言ったワクチン接種担当から窓口業務を担当するというように、こちらのほうで順位のほうはつけております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

3番目の広報やまだについてなのですけれども、昨年と本年度、役場主催で、町民の方と向こうにいる方をつなぐイベントというか、そういったのというと、ふる里山田同郷の会だと思っております、それが2年連続中止になっているわけで、そういったのもあって今までもやっているというのは分かるのですが、ちょっと積極的に増やしてみたいかと思いますが。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

広報やまだで、町外で活躍する方々を積極的に紹介してはどうかというご質問でございます。まず、係としても、そのような情報があれば積極的に紙面上で紹介をしていきたいという考えでございます。確かにふる里山田同郷の会が総会が行われなくて、総会がある年は広報担当も出向いて取材をして、

インタビュー等で向こうの方々を紙面でご紹介してきたという経緯はあるわけですが、そういった機会がないこともあるわけですけれども、まずそういった情報があれば積極的に紹介していきたいと思いますので、議員からももしそういった情報があれば、お寄せいただければありがたいなというふうに思っています。

○11番横田龍寿議員

分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番横田龍寿君の質問は終わりました。

9番木村洋子さんの質問を許します。9番。

○9番木村洋子議員

9番木村洋子です。壇上より質問いたします。

1点目は、処理水の海洋放出についてです。国と東電は、4月、トリチウムを含む福島第一原発の処理水の処分について、海水で薄めて海へ放出することを決めました。当町は、漁業が基幹産業であり、現在も不漁と新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けているところに、処理水の海洋放出となれば、壊滅的打撃を受けかねません。漁業の存亡にも関わる事態と考えますが、町はどのように考え対応していくのかを問います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症についてです。県内で新型コロナウイルス感染症が拡大しているため、ワクチンに対する期待が高まっています。当町のワクチンの接種状況はどのようになっていますか。スピーディーで確実に、安心して受けられる体制が望まれますが、接種会場での対応、送迎での足の確保など、どのようにしていくのでしょうか。接種を希望しない人や連絡が難しい人には、どのように対応するのでしょうか。

3点目は、コミュニティバスの運行についてです。(1)、コミュニティバスは、現在試験運行中ですが、乗車人数の状況はどのようになっていますか。以前の患者バスと比べ変化はありますか。

(2)、地域住民からの要望として、買物等に利用しやすいように午後も運行してほしい、眼科の受診日に運行してほしい等の声が聞かれます。そのほかにも要望は寄せられていると思いますが、効率的でかつ利便性のある運用が求められます。改善点と課題は何でしょうか。

(3)、高齢者や障害のある方が利用することも念頭に置き、停留所は民家等が近くにあり、シルバーカーも置けるような場所が望ましいと考えますが、そのような配慮はされていますか。

4点目、契約保証金等についてです。(1)、震災で被災し、国が買収した町有地貸付けに関わる賃料について、3月議会の一般質問に対し、町では貸付期間50年のうち当初20年を半額としており、借主の初期費用の負担軽減に配慮しているという答弁でありましたが、陸前高田市と大槌町と比べてどれほど大きく軽減されているのですか。

(2)、被災した事業者にとっては、契約保証金のような分割可であったとしても、初期投資でまと

まったお金を準備することのほうが負担感が大きいことは明らかなことです。これから新しく事業を展開しようと頑張っている被災事業者に対して、最大限の支援策を講じていくのが被災自治体の役割ではないですか。被災の大きかった陸前高田市や大槌町と同様に、契約保証金は取らない方向にすべきと考えますが、町の考えを伺います。

5点目は、就学援助についてです。(1)、児童生徒の何人が受けており、全体の何%ですか。

(2)、学校給食が始まったことにより、利用状況並びに保護者の受け止めに変化はありますか。

(3)、子育て支援に大きな役割を果たすものと考えますが、課題は何ですか、町としての対応を伺います。

以上です。再質問は、自席で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

9番木村洋子議員のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

1点目の処理水の海洋放出についてお答えします。本町の水産業は、町の経済を支える重要な基幹産業として大きな役割を果たしており、処理水の海洋放出による風評被害などあってはなりません。国において、海洋放出を決めた科学的根拠の分かりやすい説明を行い、太平洋沿岸の自治体や漁業関係団体はもとより、国民、国際社会の理解を得る必要があると考えます。

なお、本町を含む三陸沿岸13市町村で構成する岩手三陸連携会議において、処理水については海洋放出によらない新たな処理、保管方法を検討することなど、緊急要望を実施したところであります。

2点目の新型コロナウイルス感染症についてお答えします。ワクチンの接種状況についてですが、65歳以上の高齢者約6,200人のうち、6月1日時点で約5,200人の予約があり、1回目の接種を終えた方が3,101人、2回目の接種を終えた方が166人となっております。

接種会場での対応については、従事者を増員し、スピーディーで安心して受けられる体制を整えております。接種期間までの交通手段の確保については、公用バス等で送迎をしております。接種を希望されない方に対しては、ご本人の意思を尊重しなければならないと考えております。連絡が難しい方については、窓口で予約を受け付けるなど、対応をしているところでございます。

3点目のコミュニティバスの運行についてお答えします。1つ目の乗車人数の状況ですが、1日当たりの平均乗車人数は、昨年度の患者輸送バスの実績と比較し7人程度増加しております。

2つ目の改善点と課題についてですが、運行時間やバス停位置の変更などの要望をいただいておりますが、試験運行を開始したばかりであり、今後の利用実績や意見を踏まえて判断する必要があると考えております。運行期間がある程度経過した段階で、アンケートの実施や懇談会を開催するなど、町民の意見を聞いた上で見直しを行う考えであります。

3つ目の停留所についてですが、昨年実施した懇談会や宮古警察署交通課の意見を聞いた上で、利

用しやすく安全な場所を選定したところであります。

4点目の契約保証金等についてお答えします。1つ目の陸前高田市と大槌と比べ賃料がどれほど軽減されているかについてですが、本町の移転元地の定期借地による賃料は、50年のうち当初20年間に土地評価額の1.5%、21年目以降は3%としております。

陸前高田市では、定期借地30年のうち当初10年間に土地評価額の1.5%、以降10年ごとに3%、5%としており、大槌町は定期借地ではなく、5年以内の土地使用許可という形で固定資産税相当額を使用料としているほか、普通財産については土地評価額の5%としているとのことであります。賃料の比較では、陸前高田市は段階的に上がっていく仕組みで、本町より高い割合設定となっており、大槌町の場合は定期借地権設定契約とは違いがありますが、財産種別によって区分した割合設定となっております。

2つ目の陸前高田市、大槌町と同様に契約保証金を取らない方向にすべきについてですが、契約保証金は50年という長期契約となることを踏まえ、その間の契約の適切な履行を保証するため必要なものと捉えております。初期段階においてお金を準備することは負担が大きいというご指摘がありますが、負担を軽減する意味において、原則一括払いを最大10回まで分割してお支払いいただけるよう配慮した内容としておりますので、借地希望する方の分割回数や支払い額の設定など、相談に応じながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐々木茂人）

5点目の就学援助についてお答えします。

1つ目の受給者数については、本年度は小中学校合わせて246人となっており、全児童生徒876人の28%となっております。

2つ目の学校給食の開始による変化については、給食開始初年度である令和2年度は、前年比で申請者数が1割程度増加しております。給食費による新たな負担によって、本制度をより積極的に利用しようとする意識の変化があったものと考えております。

3つ目の就学援助制度における課題については、制度上の課題はありませんが、学校給食が始まったことにより、援助費がほぼ倍増しているという状況となっております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。9番。

○9番木村洋子議員

再質問します。

1点目の処理水についてです。この点については、山田町として、それ以上にやはり町長の立場というのもすごく大事でないかと思うのです。5月の31日に宮古の市議会に行ってきたのですけれども、

宮古市長の必死というか、この処理水のことに對しての真剣な対応というのを見てきて、ああ、これはやる気だなというのが伝わったのです。やはりそういう部分という、首長の立場、行動というところが今回はすごく大事だと思います。宮古の市議会としても、この処理水は流さないという反対の立場の意見書を全会一致で提出することになりました。市長も反対です。私は、議会で、もうオール宮古でこれはやっているというのが伝わって、そういう印象を受けてきたのですけれども、やはり宮古と同じように、山田は漁業、海、これがすごく大事ですので、そこを守るというところをやはり町長としてもそれをやらなければならないと思うのです。こういうふうに言いました、宮古の市長は。山本市長は、いろんな方面からやはり阻止する姿勢というのをやらなければならないし、一般質問の議員に対して、議員からこういう質問があったのです。やっぱり国会議員にも言うべきだ。鈴木衆議院議員にもお願いすべきだと市長に言いましたらば、山本市長は話してある、そういうふうに言いました。やはりこれは、国会議員にも言わなければならないと思うのです。そこを町長はどのように考え行動するのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

この問題は、4月の、たしか私の記憶では13日に、放出することを国のほうで発表したと、そういうふうになっております。私も連携会議において、この三陸の海から恩恵を受けている町の町長として、これは看過できない問題であると、こう思っております。しかし、一方では、福島の方々、あそこに膨大なアルプスによる処理水が大変な量になっております。数日前の新聞だと、容積で追っていきますと、東京ドーム1つ分の水が福島県のあの大地にあるわけでございます。あの処理水を一日も早く何とかすることが、私は福島の県民の、そしてその地区の方々の復興には欠かせないものだと思っております。

そういう中で、私も三陸連携会議の中で申し上げたのですが、どのような方法が具体的に可能なのか。よく言われていることが、蒸発させて気化させる方法、もう一つはコンクリートに練り固めて、それを地中深く埋設するという方向と、この4月13日に発表になった、40倍に薄めてトリチウムを海洋に、近海になるのか遠洋になるのか、そのようなこともまだはっきりとは示されておられません。そのようなところで、反対するという立場は同じでございますが、福島県の心情を考えた場合に、何とかこの水を私は処理してもらいたいと、そう思っております。

そのためには、なかなかアルプスでは唯一除去できないトリチウムという物質、これについての科学的知見をしっかりと国のほうで説明をするべきだと、こういうふうにも申し上げたところでございます。4月13日に放流ありきでは駄目なのです。まず、どういような科学的根拠で、安全性を担保して、いろんな方法を考えるのかと、こういうところをまず国のほうで我々に説明していただきたいと、そういうふうにも申し上げたところでございます。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

確かに国からの説明不足というのは、国民にも、特に漁業者にも非常にその説明不足は言われておりますが、ここで止めるべきは、やはり海洋放出なのです。一度流してしまったら、もう取り返しがつかない。どんどんタンクは増えていきますけれども、今大学で開発中なものもあります。それは、まだ実用段階にはなってはいませんが、やはり国はそういうのにどんどんいろんな資源を投入しながら、早くに処理水のそういうやり方というか、除去の方法を見つけるべきだし、流してしまっただけでは駄目。そしてまた、場所もある程度8万平米あるということで、そういう場所のほうも何とか確保はできる場所には来ていますので、やはりまずこの2年間のあれはありますけれども、その後も絶対に放出しないということをいろんな方面から、町長は町村会のほうでは役職今はなさっているかどうかあれですけども、やはりそちらのほうでも力を込めて、山田のためにそういう意味では闘ってほしいと思うのですが、そこどうですか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私も被災地の町長として、就任当初苦労をしたことの一つに、瓦礫の処理という問題がございました。不幸にして福島であのような事故が起き、セシウムと放射性物質が風評で当町の瓦礫にもまざっているのではないかなというところでもございました。まず、この瓦礫を処理しなくては、山田町の何十年分の瓦礫が一気に出ましたので、これを多くの方々に科学的性格な知識の下に処分していただく、その仕事が大変な仕事でもございました。中には、他県のほうから女性団体の方が来まして、土曜日でもございましたが、多く来まして、何で私のほうに持ってくるのだと。山田町の中にそういうようなものがあつた場合には埋設すべきではないかというようなことで、カウンターで測っても何ともないと、こういうふうなことで理解ある静岡のほうから、茶畑がいっぱいある中において、勇気を持って静岡の島田市のほうからまず最初に焼却が進み、そして川勝知事のほうからも理解を得、それが東京都に行き、富山のほうに行き、しっかりと処理してもらったと。よって、私が言いたいことは、反対ではございますが、まず福島の、その状況も何とかしなくてはならぬだろうと。ここをしっかりとトリチウムを中心とした科学的説明というものを根拠を持ってしっかりと国民に説明してもらおうと、こういうことが必要なのだろうと思います。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

他方面から、決議案というのが公共の部分から出ているわけなのですが、市長会から、先ほども言

いますけれども、東北市長会、岩手県の市長会特別決議という形で出ているし、明日には全国の市長会からやはり同じような決議が出るということ、全国の市長会からです。本当に全国の皆さんがそういうふうにいる、全国の市長も思っている。一番の被害に遭った、被災に遭った、そういう経験をしているからこそやはり言える立場があると思うし、特に山田の場合は、町村会、そういう議決というのを、それを出しているのか、出す予定があるのか、そこら辺もお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

いずれにいたしましても、町村会のほうは町村会でしっかりと決議を出しているわけですが、具体的にあの水をどういうふうにするかということなのであります。反対することは反対していいのです。具体どうするのですかと、あの水を。反対することは簡単です。だけれども、福島の方々のあの気持ちを、心情を見た場合に、私は同情いたします。そういうところもしっかりと、先ほど申し上げたことですが、科学的知見を皆さん方にしっかりと説明し、外国のほうでもこのことによって中国、韓国のほうでは大変なことを言っております。反対だと。反対することはいいのです。でも、一体我々として、当事者としてどういうふうにするかと、こういうことを、しっかりと安全だというようなことが、もしそうであれば、そういう説明を国からしっかりとさせていただきたいと私は考えております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

宮古の全会一致で出た意見書の中に、最後の部分ですけれども、科学的に安全性が確立されていない段階で海洋放出はやめるべきである。あわせて、政府決定に至る過程で、技術的に不可能とされたトリチウムの除去についても、積極的に技術開発に取り組み、安全な処理、保管方法を確立するよう強く求めるということなのですが、その処理方法も今様々なやり方で研究されている。実際実用段階までは行っていませんが、そこを国で援助する。そして、その水も、処理水の装置が出るまでの間の処理水のタンクも、ある程度確保しているという、8万平米ですけれども、そういうのもありますので、やはり今とはにかく流さないということを、汚染水は海洋放出はやめるべき、それは町として、町は出していますけれども、町長としての立場でもそれは強く求めていくべきだと思うのですが、そこはどうかのですか。行動もです。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私も反対でございます。いいアイデアがあるのであれば、それが一番いいわけです。だけれども、

それがないわけでしょう、今の段階で。それは、今の国のほうで、この2年間も放出するまでの間時間がございます。その中において、よりいい方法が、気化させる、あとは地中にコンクリート、あとは海洋放出以外に方法があれば、それが一番いいわけです。ぜひそういうふうな知恵を出していただきたいと、そう思います。反対するのは簡単です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

ですから、町長に求めるというか、問うているのは、やはりそういう立場での行動と、能動的な行動、立場、発言という部分もありますけれども、先ほど言った山本市長のように、国会議員をお願いするとか、そういう行動が取れるかどうかというところをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私は、山本市長ではございませんので、私は私でございます。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

国会議員に要望するということは、非常にこれは意味があることなのです。特に山田出身の、山田の関連の国会議員がおられますけれども、やはりそちらのほうにお願いするということがすごくこれは大事なことになってくると思うのですけれども、その感覚はどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

1週間前に漁港漁村協会という、大井組合長さんもいました。私のすぐ前で、私も一番前のほうに座ってましたので、理事会で、そこに鈴木先生もおいでになりました。鈴木先生のほうから、こういうお話がございました。反対であります。そういう中において、このセシウムというものの科学的説明というものをしっかりと国ではすべきだと。鈴木先生も反対であります。私も反対であります。そういうことを言っておられました。私も、今後放流までに時間がございますので、しっかりと国の説明を求めていきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

町長の気持ちというか、立場というか、それは分かりましたけれども、やはり山田の海、漁業を守

るため、そういう面では積極的に行動してほしいし、そういうことを願いながら、次の質問に移ります。

コミュニティバスの運行なのですが、あと3か月ぐらいになるでしょうか、試験運転というか、半分は過ぎたとは思いますが、やはり期待がすごく大きいのです。もう車に乗れないから本当に待っていましたという方々が多いのですが、やはり利便性の面で、なかなか乗りづらいというか、時間的にも買物もそうだしということも言われますので、そこら辺は難しいとは思いますが、やはりそこを工夫しながら、住民の皆さんの声をできるだけ吸い取りながらやってほしいのです。地域に暮らしていると、これが本当の頼りになるなというところがありますので、そこをお願いしたいと思うのです。それはいいです。

あと、バス停の件なのですが、やはり私は見て、高齢者や障害のある人はちょっと大変だなという場所があるのです。私は、豊間根はある程度回って、そして要望なりなんなりは伝えてはいるのですが、それでもなかなか改善しない部分はありますけれども、やはり試行期間の部分で何とか改善したいと思うし、そういうところは配慮してくれるかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

運行がある程度経過した時点で、地域に入って懇談会等開催する予定としておりますので、その中で意見を聞いた上で、バス停等の場所については決めていきたいなというふうには思います。ただ、警察の意見も聞かなければなりませんので、その規模がかなうとは限らないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

分かりました。

すみません、2番目に戻りますけれども、コロナウイルスの接種ですが、バスを手配してくれたので、本当に助かっているなというところがあるのですが、私がやはりちょっと大変だなと思うところは、介護が必要な方の接種会場までの、それがすごく大変そうだというのがありまして、介護を担いながら妻と一緒に行くのだけれども、その日に一緒にタクシー代3,000円かけて行くのです。すごく大変な思い、接種場所が別々だったりして、そういう状況もあるので、帰ったらもう疲れ切っているという部分もありますので、そこら辺の配慮というか、介護が必要な人、あと耳とかが不自由な人たちがいて、行くと意味が分からないというところがあって、テレビを見ても耳で聞こえないからと、そういう障害のある人に対しての何かしら配慮というのがされているのかどうかを、障害手帳とか、そういう人たちに対しては特に何かをすとか、そういうのがあるかどうかをお願いしたいです。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

介護が必要な方への接種につきましては、まずヘルパーさんを利用している方につきましては、ヘルパーさんを、ヘルパー利用ができる日に合わせて接種日を調整しておりました。あと、家族の方と付添いの部分になりますが、なるべく家族の方は同じ病院を、そして同じ時間帯で設定するようにしております。また、耳が遠い方につきましては、窓口で対応をいたしましたし、あとは現場では大きい声を出したり筆談で対応しているような状況です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

ありがとうございます。ヘルパー利用のときは、車で連れていってもらえるのかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

ヘルパーさんがついていっての接種会場への乗り入れにつきましては、通常通院介助と同じような考えでして、接種会場に来る交通手段の確保のほうはしておりません。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

先ほど言いました、介護をする必要がある、旦那さんを連れていった奥さんなのですが、別々だったというところがありますので、2回目はどうしようかなというところがありますので、そこら辺を間違わないように、1回目なのでそういうこともあるのかなと思うのですが、やはり別々だとすごく大変だったという事例がありますから、そこはきちっとチェックしながらやってほしいと思います。それは要望でいいです。

次に、契約保証金についてです。3月に質問したときに、公募対象地、貸付け34筆、残り115筆だったと思うのですが、その後の変化はどういうふうになっているか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

5月末時点で、貸付件数につきましては37件となっております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

3件増えたということですが、やはり被災事業所にとっては大きな負担になるということは、本当にそのとおりなのです。新規参入をしにくいシステムなのではないかとこれ思うのです。事業を開始する初期段階で、その軌道に乗るまでが一番大事です、事業を始めるにしても。それはもう私が言うまでもないのですが、この軌道に乗るまでが大事なときなのに、契約保証金、多額です。分割といつても。その分を建物とか経営のほうに回せば、本当に非常に助かります。本当の支援策だと思うのですが、それを山田がやれない。陸前高田と大槌ではやっている。もちろん賃料は、そういうことで軽減策は山田が一番大きいなと思って、そこは頑張ってくれているなどは思うのですが、やはり軌道に乗るまでが一番大事ですので、そこをほかの被災の大きかったところは契約保証金を免除している。そこをどうして山田がやれないのか、もう一回質問します。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

繰り返しになりますが、契約保証金というものにつきましては、やはり50年の長期の契約ということ、そしてまた建物が建てられるということもございますので、そういった長期間の担保を町のほうでも必要であるというふうに捉えております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

2つの自治体では取っていないのですけれども、やはりこの土地は、町有地は、国が被災した土地を買い上げて町へ払い下げた土地であります。やはり全国から被災地を応援したいという、そういう願いが籠もった、そういう土地なのですから、そういった被災事業者がやりにくい方法をやらないでほしい、寄り添った対応をしてほしいというところです。そういった方向に考えてくれるのかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

契約保証金につきましては、土地評価額の10%を事業者の皆さんに納めていただくと、お支払いいただくということになっておりますけれども、これについて10回までの分割可能としているわけですが、その金額の設定とか回数については、ご相談しながら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

9 番木村洋子さんの質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 2時24分散会

令和3年第2回山田町議会定例会会議録（第2日）

招 集 告 示 日	令和3年 6月 3日					
招 集 年 月 日	令和3年 6月 8日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年 6月 9日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	令和3年 6月 9日午後 2時07分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐藤克典	○
	2	阿部吉衛	○	9	木村洋子	○
	3	吉川淑子	○	10	関清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田龍寿	○
	5	菊地光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢一成	○	13	阿部幸一	○
	7	山崎泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	1番 昆 清		2番 阿部 吉衛		3番 吉川 淑子	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	武藤嘉宜		書記	黒沢和也	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐藤信逸	○	長寿福祉課長	福士雅子	○
	副 町 長	甲斐谷 芳一	○	健康子ども課長	濱登新子	○
	技 監	赤石広秋	○	建設課長	佐々木 義之	○
	技 監	高橋慎一	○	都市計画課長	鳥居 義光	○
	総務課長	昆 健祐	○	上下水道課長	中屋佳信	○
	危機管理主幹	佐々木 克博	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	佐藤 篤人	○	教育長	佐々木 茂人	○
	政策企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼 学校教育課長	芳賀道行	○
	会計管理者兼 税務課長	古 館 隆	○	生涯学習課長	加藤紀彦	○
	農林課長	佐々木 幸博	○			
	水産商工課長	野 口 伸	○			
町民課長	川 口 徹也	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和3年第2回山田町議会定例会議事日程

(第2日)

令和3年 6月 9日(水) 午前10時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について
- 日 程 第 3 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について
- 日 程 第 4 報告第8号 令和2年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告について
- 日 程 第 5 議案第34号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて
- 日 程 第 6 議案第35号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第36号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日 程 第 8 議案第37号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 9 議案第38号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて
- 日 程 第10 議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第11 議案第40号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第12 議案第41号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第13 議案第42号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第14 議案第43号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第15 議案第44号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第16 議案第45号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第17 議案第46号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第18 議案第47号 町道繫線(繫橋)橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- 追加日程第 1 請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請
願(委員長報告)

令和3年 6月 9日

令和3年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として、請願の委員長報告が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第1、一般質問を行います。

5番菊地光明君の質問を許します。5番。

○5番菊地光明議員

5番、新生会の菊地です。通告により壇上より質問します。

第1点目、コミュニティバスについて。町内全域のコミュニティバスの試験運行が始まって2か月が過ぎましたが、運行してみて、各地区の問題点は浮かんできたのか。民間事業者との競合による運行経路、料金設定、患者輸送バスなど障害者に対する対応や車椅子対応など、地区ごとに詳しく示してください。

また、これまでの試験運行結果を踏まえて、まだ運行していない地区における運行開始等を見直し試験運行する計画がないのか答えてください。

2 点目、相続登記について。不動産登記法が成立して、今後は相続登記が 3 年以内の義務化が決定しましたが、高齢化が進み、国民各位にとっての登記作業が難しくなっている現状があります。当町において、相続登記の未登記はあるのか、ある場合はその筆数何筆か。また、その解決方針についても詳しく示してください。

同様に、町有地の未登記についても示してください。

3 点目、山田北インターフル化について。山田北インターのフル化については、命の道や広域生活圏としての共通認識を確認しており、町及び議会を含めオール山田町として取り組むことを確認したことは、大変重要なことと認識しています。広域期成同盟会等と連携して要望活動していくとの町長の力強い方向性に敬意を表します。今年度はどんな要望活動を計画しているのか。また、要望活動に伴うバックデータはどのようなものか、どのような活用を考えているのかを示してください。

4 点目、集会所について。現在町内の災害公営住宅は、何か所で何人が住んでいるのか。その中で談話室を兼ねた集会所を設置している住宅は何か所か。設置していない住宅についての設置計画はあるのか。ない場合は、その理由について集会所ごとに詳しく述べてください。

5 点目、限界集落について。限界集落の定義や地区については、報告を受けましたが、なかなか理解が難しく、そこで今回は角度を変えてまた伺います。本町の過去 5 年間の全体出生者数、高齢化率の高い地区における 5 年間の年度別の出生者及び本年度出生予定者は何人か、地区ごとに示してください。

また、その少子化の解消計画についても詳しく述べてください。

6 点目、災害対策について。岩手県では、大規模災害時に避難者に供給する食料品や水などの備蓄量の目安を定めた県災害備蓄指針を改訂したようだが、これに合わせて当町も変更が必要と思われるが、県では変更と判断した物資に感染症対策といった複合災害の視点を踏まえた物資や多様なニーズを踏まえた物資があるようだが、町の考えは。

改正災害対策基本法が 5 月 20 日に施行されたが、これに対応した当町の関連する条例等の改正は済んでいるのか。

7 点目、施設の長寿命化について。施設の長寿命化については、財政課より議会に対し提案があつて 5 年が経過し、今回山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画が提案されましたが、そこで伺います。

利活用検討委員会のメンバーは、対象施設は何施設であり、その長寿命化の経過はどのように進んでいくのか。

施設ごとに処理方針、長寿命化改修、大規模改修、部位改修、通常の維持管理、取壊し等について詳しく示してください。

8 点目、田の浜地区の利用計画について。田の浜地区の緑地公園から海岸までの利用計画については、令和元年第 4 回定例会において、2 年度中に策定すると回答を得ていますが、その決定した策定

内容と今後の整備方針について示してください。

9点目、水産について。ナマコ放流、漁獲調査について、漁協と協議すると平成30年第1回定例会で答弁を受けていますが、これに対するその後の協議内容について詳しく述べてください。また、今後の方向性についても述べてください。

磯焼け対策としてのウニの間引き蓄養について、県の実証事業は順調に進んでいるようですが、当町における磯焼け対策について詳しく述べてください。

10点目、文化財について。県内では、複数の自治体が文化財の網羅的調査に乗り出しているが、これは文化財を守るためには待ったなしの現状と認識しております。当町においても最重要課題として取り組む必要があると考えますが、どうか述べてください。

以上、壇上での質問を終わります。再質は自席より行います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

5番菊地光明議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1点目のコミュニティバスについてお答えします。各地区の問題点についてですが、運行時間やバス停位置の変更などの要望をいただいておりますが、試験運行を開始したばかりであり、今後の利用実績や意見を踏まえて判断する必要があると考えております。

次に、民間事業者と競合する運行経路、料金設定についてですが、コミュニティバスの運行は、交通空白地の解消と地域の足として利用しやすい料金を基本にしておりますが、運行経路によっては民間事業者と競合する路線、使用する公共交通機関の違いにより料金の格差が生じます。

次に、障害者への対応についてですが、料金については半額で利用できることとしております。車椅子利用者については、現在使用している車両が車椅子対応でないことから、同乗者の手助けがなければ現状での利用は難しいものと考えます。本年度、予約式乗合タクシーの検討を進める中で研究を進めてまいります。

次に、まだ運行していない地区への運行についてですが、コミュニティバスは、交通空白地の解消を目的に実施する事業ですので、その目的に沿って実施していく考えであります。

2点目の相続登記についてお答えします。1つ目の相続に係る未登記については、筆数で約4,000筆であります。解決方針については、所有者死亡後の納税管理の手続を案内する際に、早めの登記手続や司法書士等への相談を促しております。

2つ目の町有地の未登記についてですが、相続関係で未登記になっているものは、令和2年度末において105筆あり、その内訳は、町道が95筆、農道が2筆、林道が8筆となっております。公共財産の適正管理の観点から、現状の把握や相続人等に対する状況説明などを行い、引き続き未登記の解消に努めてまいりたいと考えております。

3点目の山田北インターフル化についてお答えします。町では、昨年度より宮古市と合同による国への要望活動を開始したところでありますが、全国各地から同様の声が上がる中、山田北インターのフル化を実現させるためには、全町を挙げた取組が重要であると考えております。

令和3年度の要望活動については、国に対する要望強化を主眼に、フル化の必要性和期待される効果を具体的に提示し、併せて地域住民及び北インター周辺企業からの声を盛り込む計画としており、現在関係各課において作業を進めているところであります。

また、要望活動に伴うバックデータについてですが、昨年度実施した山田北インターチェンジフル化必要性検討業務により、北インター周辺における企業の立地条件や就業実態のほか、救急搬送における課題などを取りまとめたところであり、情報と認識の共有を図るため、三陸国道事務所へ資料提供を行っております。今後は、これらのデータを基に、防災対策や企業誘致の観点から、周辺土地及び町有施設の利活用についてもさらに検討を加え、将来の事業採択評価に資するものとして活用したいと考えております。

4点目の集会所についてお答えします。町内の災害公営住宅は、4月末現在において、県営が4団地336人、町営が14団地669人、合計18団地1,005人が入居しております。

災害公営住宅の集会所は、県営は豊間根、大沢、北浜、織笠に、町営は柳沢第1団地、山田中央団地、長崎第2団地に設置しております。また、設置していない住宅についての集会所の設置計画は、現時点ではありません。

集会所のない災害公営住宅は、大沢小西団地、下条団地、飯岡団地、長崎第3団地、跡浜団地、長林第2団地、長林第3団地、田の浜団地、田の浜第2団地、大浦第1団地、大浦第2団地となっており、災害公営住宅の集会所設置の考え方として、周辺の状況を考えながら、付近に集会所施設がある場合は設置しておりません。

5点目の限界集落についてお答えします。本町の過去5年間の出生数についてですが、平成28年度83人、29年度99人、30年度76人、令和元年度70人、2年度69人、本年度の出生予定者数は6月1日現在の母子健康手帳交付件数により52人となっております。

次に、高齢化率の高い地区の5年間の出生数と本年度の出生予定数についてですが、5月1日現在で高齢化率が40%を超える地区に限定してお答えいたします。田の浜地区は、高齢化率46.7%、出生数は、平成28年度3人、29年度4人、30年度4人、令和元年度4人、2年度2人、本年度出生予定数は2人となっております。

大浦地区は、高齢化率43.7%、出生数は、平成28年度3人、29年度2人、30年度1人、令和元年度3人、2年度2人、本年度の出生予定数はゼロ人となっております。

山田地区は、高齢化率40.7%、出生数は、28年度20人、29年度32人、30年度33人、令和元年度20人、2年度30人、本年度の出生数は18人となっております。

織笠地区は、高齢化率40.6%、出生数は、平成28年度14人、29年度16人、30年度7人、令和元年度

9人、2年度7人、本年度の出生予定者数は12人となっております。

次に、少子化の解消計画についてですが、全国的な人口減少、少子高齢化を食い止めることが困難な状況の中で、町の取組として、昨年度に策定した第9次総合計画後期計画の第2期総合戦略で掲げた、将来展望人口を維持するため、結婚新生活サポート事業や子育て世代包括支援事業など、結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援を推進し、合計特殊出生率の増加を図る考えであります。

6点目の災害対策についてお答えします。1つ目の災害備蓄品についてですが、本町においては、県災害備蓄指針の改訂を受け、非常食備蓄事業計画の見直しを行い、本年度から対応しているところであります。今後においては、この計画に基づき、また県災害備蓄指針を参考とし、感染症対策といった複合災害の視点を踏まえた物資や要配慮者等の多様なニーズを踏まえた物資について備蓄を進め、充実に努めてまいります。

2つ目の改正災害対策基本法に関する条例等の改正についてですが、今般の災害対策基本法の改正については、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告・避難指示の一本化を図るものなどであり、改正法の施行日から運用が開始されております。このことについては、町ホームページでお知らせしているところであり、今後チラシを各世帯に配布し、周知することとしております。

今回の改正に伴い、その内容から、条例について改正の必要は生じませんが、町地域防災計画の見直しが必要となり、見直しについては、今後示される県地域防災計画の内容を踏まえ対応することとしております。

7点目の施設の長寿命化についてお答えします。1つ目の委員会のメンバー、対象施設数、長寿命化の進め方についてですが、副町長を委員長とする町幹部職員21名で構成する山田町公共施設等総合管理計画推進委員会により、123施設の検討を行ってまいりました。長寿命化の進め方については、個別施設ごとに設置した機能面、施設面の方針に基づき、施設所管課において事業計画を立案し、総合計画後期基本計画との調整を図り、実施計画へ計上していくこととなります。

2つ目の施設ごとの処理方法ですが、行政施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、学校教育系施設、子育て支援施設、産業系施設は維持を前提とし、状態に応じて建て替えや改修等を行うこととしております。

町民文化系施設は、地域と密着した施設であることから、地域特性に配慮し、住民との合意形成を図った上で進めていくこととなります。

その他の施設は、利用状況や老朽化、社会情勢などを見据え、転用や機能移転、譲渡または除却の検討をさらに進めることとしております。

8点目の田の浜地区の利用計画についてお答えします。田の浜地区移転促進区域の利用計画は、水産業関連の産業地、その他の産業地、公園、住民向け農地に区分し、土地利用を図る構想です。今後の整備方針については、多額の費用が見込まれることや防潮堤工事など周辺工事の状況も考慮する必

要があることから、段階的な整備に向けて実施時期の検討を進める考えであります。

9点目の水産についてお答えします。1つ目のナマコに係る漁協との協議内容についてですが、天然物と放流物を区別するにはDNA鑑定が必要となり、鑑定費用も高額であることから、混獲率の算出は困難と判断しております。また、採捕制限についてですが、漁協の内部規定において100グラム以下は採捕禁止となっていることを確認しております。

今後の方向性についてですが、ナマコの漁獲量は、震災前3か年平均が2.8トン、これに対し直近3か年平均は6.5トンとなっており、町内漁協からも放流事業の継続を強く要望されているところであります。引き続き漁業所得の向上に向けた施策を推進していきたいと考えております。

2つ目の磯焼け対策についてですが、本年3月に県が作成した岩手県藻場保全・創造方針において、本県の主な藻場衰退要因は、ウニによる食害、砂等による基質の埋没であり、ウニの除去、藻礁ブロックの設置が必要であると示されております。磯焼け対策など漁場環境の改善は喫緊の課題であり、対応可能な対策について関係機関と協議を進めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐々木茂人）

10点目の文化財についてお答えします。

文化財保護の観点から、網羅的調査の必要性については認識しているところでありますが、調査に必要な幅広い専門知識を有する職員の確保や調査体制の構築が難しく、現時点においては最重要課題として取り組むことは難しい状況であると考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番菊地光明議員

順番にいきますが、最初に……順番ではなく文化財について、網羅的調査の必要性については認識しているのです、答弁書、職員の確保や調査体制の構築が難しいとはどういうことですか。職員の確保というのは、そういう職員はいないということなのか、どういうことで確保が難しいのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

文化財については、大きく分けて8種類あります。有形文化財であつたり無形文化財、民俗文化財等々複数、埋蔵文化財も含まれますが、それら複数の文化財の種類がありますので、それらを、今現在1人見識を有する職員がおりますが、1人だけではこれらを網羅するというのは大変難しい状況であるなということで、このような回答とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

そのとおりなのです。1人だけに任せていることが問題なので、それを言っているのです。それをどのように解決していくのかということを知っているのです。1人で難しいというのは私も分かるし、当局も分かっている、答弁書でもそうなっているので、それをどう解決していくのですかということなのです。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

現状一番最短で考えられるということであれば、職員配置を重点的にするというところが一番、職員数を充実させるということが一番重要であるかなというところではありますが、ここらについては、町の職員の全体数もありますので、総合的に判断をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。町の職員が足りないのは分かっているから、県にお願いするとか、そういうもので今後していく考えはないのかとか、幅広く考え、今の状態でいったら、何年たってもできないということはみんな分かっているでしょう。それに向かってどう進むのかというのを、教育委員会としてどういう考えなのかということをお考えなければならぬのではないかとことです。それらは考えないのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

まさしく議員のおっしゃるとおり、町では対応するのは大変難しいというところがありますので、可能な限り県の協力が得られるのであれば、県からの協力を得ながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。やはり県の埋文やなんかを、それに山田町だって文化財保護審議委員の先生方がいますので、それらの方々をお願いして、幅広く計画してください。これについては次回も、今後も議

論してまいりたいと思いますが、そうであるのであれば、今現在山田町で文化財として認定して、未来、今後もずっと守っていかなければならないと思われる文化財、8つあるので、書類、今後に歴史的に残さなければならぬ書類は何冊ぐらいあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

書類というところでは、今回災害によって発掘調査をした文化財が12遺跡あるのですが、それらのものと、それぞれ指定文化財ということで、山田町には国定の特別天然記念物、県の指定文化財である房の沢古墳群の出土品、県の指定天然記念物のタブノキ自生地、大沢の臥竜梅、県の指定名勝である船越海岸、県の指定史跡である絵入道標、六角塔、一里塚、牧庵鞭牛といったところで、物はあるのですが、書類というふうになると、先ほど申したところが正確な報告書というところに残っているものであります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。それについて私にも責任があるのですけれども、実際問題として、津波でなくなった書類、どのくらいあるのか。本来我々がちゃんとしなければならぬのですが、ほかでは県の文化財センターに頼んでやったのですけれども、山田町として失ったものはどのくらいあって、分からないならそれは後でいいのですが、例えば収蔵庫には何年分の書類がどのように入っているのか、どうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

収蔵庫に入っているものになりますが、あれは震災によるものになりますので、その12遺跡のものということになります。流されたもの、個人で持っているものもあったように聞いていますが、正確なところは現時点では把握できておりません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

把握できていないから、それをするのが網羅的調査ではないかなと。そうであるのであれば、今は12遺跡ですが、それ以外に、例えば生涯学習課で、将来に残すべき自然遺産はどんなものを考えているのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

自然遺産として考えられるものとするれば、房の沢古墳群のものであったり、あとは船越にある小田の御所、これについては手はついていないというところではありますが、自然というところでいけばそういったものが考えられるかなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

これについてもまた議論したいのですが、自然遺産、小田の御所もそうですけれども、未来に向かって残すのには、オランダ島とか、船越半島とか、タブの大島とか、そういう自然的遺産も文化財として未来の人たちに残さなければならないというのが私の考えなのですが、それらの考えはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

議員おっしゃるとおり、船越半島もそうですし、大島もそのとおり大切な町の貴重な財産だと思っていますので、これらについても継承していく、非常に重要なことだと考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。タブの大島について大変重要な案件があるので、私はタブの大島を釜石の三貫島にしたくないのです。あそこは、水鳥やなんかで、それも文化遺産だったので、手をつけられなくてあのようになって、タブの大島も今のところ水鳥がすごく来ています。あのままにしておくと、タブノキが枯れてしまいます。

皆さんは知らないかもしれませんが、あそこには昔蛇がいたのです。蛇がいた頃は、鳥は来なかった。いなくなったら、あそこに巣を作って、当然人間も行かなくなるので、根が掘ってあるので、遠からず三貫島になるのかなと思って、それを危惧しているために、自然遺産として町はそれらに手を付けて、環境省は、鳥のほうも大事だけれども、自然遺産も大事だというのが環境省の考えなので、それらについても今後議論していきたいと思いますが、私が当時、昔は、環境省では、タブの大島を買いたいということもありました。あの当時は、大浦漁協さんと船越湾漁協さんの共有でそういう話もあったのですが、それらについてもやはり、文化財を守るためには、自然のまま守るといえば、鳥やなんかも来るのも自然だし、そのまま。そもそもあそのタブの大島の杉の木を切ろうとしたら、環境省から、自然のままだから切ってはならないというので、両組合さんに許可が下

りなかった経緯もあるので、これについては今後議論したいと思いますので、教育委員会の考えはどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

先ほど議員おっしゃったとおり、非常に大切な財産だと思いますので、関係省庁あるいは関係課と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。これについてはまた今後も議論していきたいと思います。

では、最初に戻りまして、コミュニティバスですが、今後の利用の実績や意見を踏まえてということですが、あとは公共交通機関の料金の格差もあるのですけれども、私が心配しているのは、実際にしてみて、例えば車椅子の人たちは、公共交通……端的に言えばタクシーを使っています。それらの人たちに対する公平性というのはいかなるものですか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

コミュニティバスについては、車椅子の利用者については、現在車両が対応していないということで、同乗者の手助けがなければ乗り降りはできないだろうというふうに考えております。タクシー等、あとは社会福祉協議会で実施しておりますすけっと君というのものもあるようです。ですので、その辺の住み分けも必要なのかなというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

いや、すけっと君や住み分けも大事だというのは分かるのですけれども、現在すけっと君を使っている方が、タクシーを使っている方は、例えば豊間根の方だと5,000円出してくれます。こちらは200円、400円です。それで公平性が保てるのですかということです。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

公平性が保てるかということですが、すけっと君については、調べてみたのですけれども、料金はそんなに高くない値段で利用できているようです。初乗運賃が2キロまでであれば500円で利用

できるということのようでございます。これについては、ある程度要介護度があるという条件があるようではありますが、そのような利用になっております。

コミバスのほうについては、どうしてもそういう車椅子の対応車両でないということがございますので、できれば同乗者、乗っている方にちょっと手助けをしてもらって乗っていただくということしか今の時点では対応できないというふうに考えてございます。

そういう障害を持った方については、今後令和4年度に向けて予約式乗合タクシー検討を進めていくことになるわけですが、その中でどういう方法があるのかというところは研究をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。これについては研究してください。

それから、コミバスは買物やなんかに使うのですが、交通空白地のためにやっているのですが、私が疑問なのは、豊間根、荒川、あっちのほうから来る方が何で三沿道を走って三沿道を往復するのか、その理由が分からないので、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

豊間根、荒川方面の方については、住民懇談会等も通じて、皆さんの意見を聞いた上で、三沿道を利用したほうが良いという意見もございました。国道45号の運行については、今運行しております県北バスの幹線バスが運行してございます。その便数については……

（「俺が聞いているのはそんなのでねえ。三沿道を何で使っているかっつうことだ。聞かねえことまで答えんな」と呼ぶ者あり）

○政策企画課長（川守田正人）

国道45号については、現在も運行しています県北バスが運用しているということで、それぞれの事業者の競合を避けるという意味もございまして、地域の方々の要望も聞いた上で、三沿道を運行することに決めたものでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

地域の方々の要望を聞いても豊間根地区の方だ。山谷地区の方々の要望は聞いたのか。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

山谷地区については、現在も県北バスの幹線バスが運行しておりますので、交通空白地というような考え方ではなくて、これまでどおりの県北バスを利用させていただきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

完全に、空白地と言えば議論が深まるぞ、そんな答弁するなよ。だって45号を来て、山谷に一回止まってくれば、公平性が保てるだろう、三沿道を走らなくても。何で荒川から来る人たちが200円で、山谷から行く人たちは350円だし。あなたの今の議論だと、豊間根の人たちは豊間根の駅前まで持ってくればいいだけだから、あとは公共交通機関を使えばいいだけだろう。おかしいだろう、それは。大沢の人たちには公共交通……豊間根だってあるのだ、荒川とかあっちから来る人たちは豊間根まで来ればそれで済むだろうが。違うのか、その議論は。ちゃんと答えろよ。

○議長（昆 暉雄）

5番議員、了解、分かりますが、興奮しないで、上品な言葉を使って、プライドを持って質問してください。

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

議員おっしゃる考え方もあると思いますけれども、町の公共交通機関を担っている県北バスとかタクシー事業者、三陸鉄道というところも支えて維持していかなければならないというふうに考えてございます。ですので、コミバスが運行する実施目的とか、地域公共交通を担うそれぞれ事業者の役割という部分も意識して考えていかなければならないということで実施しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

だからその答弁はおかしいのだとしゃべっている。県北バスだの三鉄を守るのであれば、そのバス停まで持ってくればいいだけだ。何で山田まで来るのか。山田まで来るのであれば、山谷だって豊間根だって同じだろう。だから公平性。それは、俺はここだけしゃべっているけれども、各地区だってそうだろう。例えば福士から来るといっても、織笠に来れば公共交通があるだろう。でも、山田まで来ている。だから、そういう通り一遍のつじつまが合わない答弁しないで、これについては時間がないので、次回またします。

あとは、不動産登記なのですけれども、これについては未登記が、相続登記がすごいのですけれども、これらについて相談を促しておるだけではちょっと難しいのではないかと思いますのですが、何かい

い方法はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

相続登記を促すことについてですが、議員おっしゃるとおりかなり難しい部分があるかと思えます。本来であれば、相続が発生したときに登記しなければならないというのは皆さんご承知だとは思いますが。ただ、やはり金銭的なものが伴いますので、なかなかしていない方があろうかと思えます。ただ、今後不動産登記法が改正になりまして、相続登記、あるいは住所変更の登記が必要になりますので、やはりやらなければならない状況になってきますので、やはりそこら辺については、今後法務局のほうから情報が入り次第、町民の方々に説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。相続登記が行われていないものが4,000筆もあるのですけれども、国土調査が終わっていない地区と終わった地区の違いはどうか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

国土調査の実施済み、未実施の部分についてですが、国土調査につきましては、所有権の移転まではできませんので、調査前に未相続になっていれば、その未相続のままの所有権で調査することになっております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。これについては国調との兼ね合いもあるので、分かりました。

次、町有地につきましては105筆、随分少なくなって、頑張りに感謝します。すごく多かったです。これからも多分この105筆というのは、残っているのは難しいところかなと思うのですが、これらについて今後はどう、進み具合は進みそうな感じがしますか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

議員ご指摘のとおり大変難しい課題であるというふうに認識してございます。未登記の解消につき

ましては、大変なマンパワー、労力、それから時間を要する業務でございます。一気に解消というのは難しいと思っておりますので、地道に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

分かりました。これは財政課長さんの頑張りに期待したいと思います。

次に、山田北インターフル化につきましては、初めてです、こんな立派な答弁をしていただいたのは。これについては再質問がないので、頑張ってもらうしかないのですが、これについては町長はじめ議長と、両輪で本当にオール山田で進めなければいけないので、これについては何もないので、町長と議長のリーダーシップをバックアップするのは建設課長ですから、建設課長の決意をお願いしたい。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

決意ということですので、建設課長としての、そしてまた三陸沿岸道路推進室長という命も受けております。立場としての考え方や思いなどについて述べさせていただきます。

本年4月から現職を拝命して以来、山田北インターのフル化を何としても実現させなければならないという決意で、関係各課、そして宮古市、三陸国道事務所のご協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。北インターのフル化は、山田町民のみならず、生活圏を共にする宮古市民をはじめとする近隣住民の方々の暮らしを支え、また新・道の駅と並び復興後の新たな町づくりを支えるものとして、大変大きな意義を持つものであると認識してございます。

そして、今後の要望活動につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、全町を挙げた取組として、要望内容のさらなる充実、強化を図り、地域の声を国に届け、一日も早い事業採択を目指してまいります。

また、日頃より応援いただいている議会の皆様をはじめ、期待を寄せられている町民の方々への感謝の心を持ちながら、熱意と使命感を持ってこの職務に当たっていく所存でございますので、皆様のご指導、ご鞭撻も含めまして、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

ありがとうございました。頑張ってください。

次に、時間がなくなったので、集会所についてですが、集会所の設置の、周辺施設がある場合はで

きないというのは、何メートル以内ではできて、何メートル以上には造っていないか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

具体的に何メートルというふうには決めていないわけですが、災害公営住宅の周辺ということで、そこに既存の集会施設がある場合には、当初の計画の段階で、施設の建設というふうには至っておりません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

私が個人的に自分たちのところだけを言うのはあまりしたくないのですが、田の浜の災害公営住宅から田の浜のコミセンまではちょっと距離があるので、災害公営住宅は高齢者が多いのです。あそこに談話室を1つ造って、例えばあそこの隣に消防屯所を造る計画もありますよね。そういうところに談話室を造って、高齢化率が一番高いのだから、とにかく。そういうことは検討できませんか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をさせていただきます。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

2分団の屯所につきましては、現時点では談話室を設置する考えはございません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

それは分かっているの。だから、検討できませんかと。災害公営住宅の1室を談話室として使わせるとか、柳沢なんかは使っているでしょう。何で田の浜のように、コミセンまで遠いのに、わざわざあそこに災害公営住宅も造ったのに、何であそこに高齢者ばかりが多いところ、検討できないのですか、本当に。検討の余地はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

議員おっしゃるとおり、災害公営住宅の中に空いている部屋等の談話室での利用ということなのですけれども、これにつきましては目的外使用ということもございますので、今後国のほうとも協議が必要になろうかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

目的外使用は分かっているけれども、住民のために検討をお願いします。また、引き続きこれもできるまで質問していきたいと思えます。

では次に、限界集落につきまして、私がこれを本当に心配しているのは、田の浜が一番だと思っているから質問しているのです。高齢化率もそうなのですが、一番大変なのは、今年52人の出生予定です。そうした場合、今後早急に何らかの手を打たなければならない。一番最初に来るのが、幼保再編の編成計画を大至急しないと大変なことになると思うのです、この人数だと。ゼロ歳児とか1歳児、2歳児が入ってきます。52人で、今何ぼの幼保があるかということで、再編を急がないといけないと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

町の少子化が予想以上に進展しているということで、幼保再編については昨年度から町長の公約で掲げられまして、そこで議論を進めているところです。現在、4月に一度各保育施設、それから幼稚園の法人の代表者に集まっておきまして、町の少子化の課題、それから保育施設等における職員の確保の難しさ等が共通課題として、皆さんで共通認識したところであります。

今後は、それらの課題を含めまして、あとは幼保再編アドバイザーの意見を聞きながら、どのような方向で再編について議論を進めていくかというところで、今そこまで進んでいる状況です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

そこまででなく早急にしないと。これは大変な問題だと思う。いつまでにするかという期限はどうですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

こちらにつきましては、各法人の考え方、それから経営方針等がございますので、前回の議会での答弁にもございましたとおり、それぞれの意見を尊重しながら進めてまいるということで、いつまで

という期限、そういったものは設けておりませんでした。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

設けないと、法人の考えは分かるのですけれども、このままいったら法人が潰れてしまうので、それらについて早急に検討してくださいということです。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

今後の話し合いを重ねながら、さらに課題と対策を見いだしながら話し合いを進めていくというところまでしか現在お答えできない状況です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

あとについてはまた聞きます。

次、時間がない。施設の長寿命化ですけれども、建て替えや改修等を早急に行わなければならない施設はどれですか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

現在総合計画に計上してございます建て替えを行わなければならない施設という部分では、消防団の第2分団と第7分団がございまして、それと現在進めております山田小学校、新小学校の建設というところでは、総合計画とリンクを図って計上しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

それは建て替えだ。改修の施設は何ですか。時間がないのだから。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

改修する施設についてですが、総合計画上ではまだ金額を計上してございませんが、現在考えられる改修についてはB&Gの海洋センター、それとケビンハウスというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

それは、B&Gとかケビンハウスは何年も前から言っている。今大事なのは、避難所で改修するところはないのか。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

避難所として指定されております体育館についても改修するというので計画は計上してございますが、まだ総合計画の実施計画のほうでは、金額は計上してございません。今後段階的にその部分も、全体的な予算の調整もございますので、検討を進めていくということになるかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

であれば、個人名出すけれども、大浦の漁村センターは穴が空いたまま何年ほったらかしておくのか、避難所なのに。あそこは西風が吹けば雨がずっと入ってきて、あれは台風だか何かのときに壊れたままずっとあのままだ。そんな計画も何かなく、避難所だからすぐ直さなければならないでしょう。どう考えているのだ。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

施設の改修等については、今年の総合計画後期計画のローリングに間に合うようにということで、各課には計画の具体的な方針等を示した計画を策定するようにという指示を出しているところですので、その検討結果を踏まえてローリングで対応していくという形にはなるかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

だから、大浦の漁村センターなんかは、多分台風19号か何かの被害だ。やっぱりあれも災害復旧でしょう、あれは。早急に直してください。時間がないのであれだが、ただただ老朽化して、B&Gの体育館のようになったのではなく、災害復旧は災害復旧、避難所ですから早急に直してください。それを最後にちゃんと答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

災害復旧ということでございますが、早急に対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番菊地光明君の質問は終わりました。

換気のため暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時09分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番豊間根信君の質問を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

4番豊間根信です。通告に沿って壇上より質問をいたします。

1、コロナワクチン接種の現状及び課題について。町民待望のワクチン接種が65歳以上を対象を開始されましたが、その進捗状況と現状の課題及び今後の実施計画について伺います。

2、町内災害復旧の進捗状況について。田の浜地区女川をはじめとして台風19号により被害を受けた町内各地域の災害復旧工事の進捗状況と課題及び主な河川、道路、農地、山林等の災害に備えた整備状況と課題について伺います。

3、コロナに対する各支援について。前年度も多種多様な各種支援があり、住民に対し多大なる成果をもたらしてきました。コロナが収束する見通しが立たない現状がある中、下記3点についてお聞きします。

1、経済対応施策の成果と検証について問うとともに、さらなる経済浮揚施策展開について伺います。

2、子育て支援について、支援施策の現状及び成果について伺います。また、さらなる支援策が求められている現状での対応と今後の施策展開について伺います。

3、生活困窮家庭に対する支援施策の現状及び成果について伺います。また、さらなる支援策が求められている現状での対応と今後の施策展開について伺います。

4、山田町の移住施策について。全国各市町村においても様々な対応施策を実施し、それぞれが独自アイデアを打ち出し地域の活性化に成果を上げられております。本町においても今日まで多種多様な施策を展開されてきましたが、その内容と成果及び今後の展開について伺います。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

4番豊間根信議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナワクチン接種の現状と課題についてお答えします。進捗状況ですが、65歳以上の高齢者約6,200人のうち、6月1日時点で約5,200人の予約があり、1回目の接種を終えた方が3,101人、2回目の接種を終えた方が166人となっております。

課題としては、当日キャンセルが発生したときの対応が挙げられますが、キャンセル対応を希望した高齢者への接種で対応し、ワクチンの無駄を防いでいきたいと考えております。

今後の実施計画については、7月上旬をめどに65歳未満の接種を開始する予定であります。接種順位は、国の方針に合わせ、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳以上65歳未満の方を優先とし、その後の年代については、予約状況により調整しながら進めていく予定です。また、希望する方の接種がおおむね完了するのは、9月末と見込んでおります。

2点目の町内災害復旧の進捗状況についてお答えします。令和元年台風19号により被害を受けた町内各地域の災害復旧工事の進捗状況についてですが、国から災害査定を受けた災害復旧工事の5月末時点での進捗は、道路及び河川等の公共土木施設については、52件のうち44件が発注済みであり、22件が復旧済みとなっております。また、農林業施設は5件全てが発注済みで、復旧済みは4件、水道施設は6件のうち発注済みの5件が復旧済みとなっており、学校施設及び社会教育施設については4件全てが復旧済みとなっております。未復旧箇所の早期復旧が喫緊の課題ではありますが、本年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、災害に備えた整備状況と課題についてですが、現在、準用河川女川、秀禅川、山の内川の河川改修や、長内川、新田川のしゅんせつのほか、土砂流入防止対策として、上流部への砂防・治山施設の整備を国、県と連携して進めているところであります。

近年、全国的に豪雨災害が頻発、激甚化する中において、治山・治水対策の強化が課題であると認識しており、今後も県と協力し、しゅんせつ等による河川の適正な維持管理に努めるとともに、治山施設の早期整備についても継続して要望してまいります。

3点目のコロナに対する各種支援についてお答えします。1つ目の経済対策施策の成果と検証についてですが、昨年度はプレミアム付商品券、ウェルカムやまだクーポン券、送料無料キャンペーンの各事業を実施しました。これらの事業により、約1億3,200万円の購買活動が展開され、感染症拡大の影響を受ける地域経済に一定の効果をもたらしたものと認識しております。

新たな施策についてですが、プレミアム率100%のやまだ飲食店エールチケットは、4月20日に販売を開始し、翌日には発行した6,000セット、2,400万円分の飲食券が完売となりました。利用状況ですが、5月27日現在で、36店舗で9,272枚、19.3%に当たる463万6,000円分のチケットが使用されております。

そのほかにも、8月から来年1月まで、昨年同様のプレミアム付商品券、年末には特産品の値引き

分を町が助成し販売促進を後押しする特産品お取り寄せキャンペーンの実施を予定しているところであり、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた施策に取り組んでまいります。

2つ目の子育て支援施策の現状及び成果についてですが、町ではこれまで、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援として、児童扶養手当受給者への臨時給付金1世帯につき3万円を対象となる138世帯に支給いたしました。また、国の特別定額給付金の基準日後に出生した新生児への臨時給付金1人につき10万円を58人に支給してきたところであります。

次に、今後の施策展開ですが、国の支援制度を確実に推進するとともに、町の独自支援策については、今後の状況を注視し、必要な施策を検討してまいります。

3つ目の生活困窮家庭に対する支援施策の現状及び成果についてですが、生活困窮に関する相談に対して、関係機関と連携し生活福祉資金貸付制度や生活困窮者自立支援制度等、個々の状況に応じた各種支援制度による支援を行っており、一定の効果があるものと考えております。

なお、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付は、令和3年5月末現在、緊急小口資金が51件、貸付金額960万円、総合支援資金が63件、貸付金額が3,300万円とのことであります。

また、現状での対応と今後についてですが、引き続き関係機関と連携を図るとともに、国の新たな給付金制度等により、さらなる支援に努めてまいります。

4点目の山田町への移住施策についてお答えします。町では、移住コーディネーターによる相談対応に加え、空き家バンク制度、空き家リフォーム補助事業、移住お試し住宅、オンライン移住体験ツアーの実施など、町内への移住希望者の受入れに積極的に取り組んでおります。これらの取組により、昨年度は6名、本年度は現時点で2名の方が町内に移り住んでいただいたところであります。

今後も移住コーディネーターによるきめ細かな相談対応を行うとともに、情報発信や交流機会の提供など、移住、定住につながるよう取り組んでまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

それでは、通告に沿って順番に参りたいと思います。

コロナワクチン接種の関連なのですが、山田町の場合には、かなり担当課でも頑張られておると、そのような状況は感じておりました。申込み的部分に関してなのですが、どのような形というか、ほとんど電話での受付ということの認識であります。高齢者対象ということで、そのような配慮、そしてまた途中での電話回線の増強等して円滑な運営をされたらと、そのように判断しております。

今後65歳以下の方々への申込みとか、そういう方法については何らかの考えがございますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

65歳未満の方のワクチン接種の申込み方法につきましては、まず電話、そしてインターネットでの申込みを予定しております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

ネットを利用ということで、どのような形でのネット利用なのでしょうか。その段階、詳しいものが分かれば、どのような形のネット利用を考えておられるかというものをお聞きします。

それと伴って、昨日ですか、同僚議員の町長への質問にもありましたが、余ったと言おうか、来なかった方々、これから若い方々のゾーンが増えてきますと、いろんな意味で、今日は来られないというものがスピーディーな連絡が取れるようになると、そういう余るといいう可能性も出てくるかなと思うのですが、その場合の対応についてと、それから今現在ワクチン関係に従事されている方々の接種という部分についての考え方、それについてお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

1点目のネット予約の方法につきましては、ネットを開けて、アドレスのほうを開いていただきまして、予約できる日にちが表示、各医療機関の日にちが表示されますので、希望する日にちをご本人が申し込むというような形になっております。

2点目の余ったワクチンなのですけれども、今後若い方への接種が進みますと、やはり当日都合が悪いとかで当日のキャンセルも増えてくるのではないかという予想はしております。そのために、昨日もお話ししましたが、まず65歳未満の方につきましてもキャンセル対応可能という希望を取る。そして、併せて在宅介護施設の方々へのリストを出していただいておりますので、そちらにご連絡する。あとは役場職員への対応で、それでも対応が難しい場合は、接種会場にいるスタッフが接種するというような形になっております。

接種するスタッフへのワクチン接種の考え方というところなのですが、なるべくでしたら早めに接種するべきだと思うのですが、ワクチンを当日のキャンセルの対応で一番来やすいところが接種会場の職員、スタッフになりますので、そのところは担保といいますか、残し、誰も来られない場合に接種会場で打っていないスタッフに接種するというような考え方でおります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

ネットのほうなのですが、どのような形というのが答弁にはなかったのですが、町のホームページ

上での申込みということですか。若い方々という部分を私は考えますと、ラインとかフェイスブック等、いろんな部分のネットを駆使した中で皆様方への対応をします。そういうふうにしてスピーディーになっていきますと、突然のキャンセルというのもいっぱい出てくるのではないかという、そういう危惧をしておりました。それでお聞きしたのですが。

対応につきまして、本来なら私はもっと早い時点でこういう部分をしっかりとお聞きすればよかったなと思って、我ながら反省しているのですが、でき得れば余ったワクチン等は、それに関連する医療従事者といいたいでしょうか、担当課含めた中で、万全の体制を取るにはやっぱりワクチンの接種というのは必要なものだなと、そのように感じておりました。町長からいろんな部分での答弁もございましたが、でき得れば従事する方々含めた中で、優先順位の中、それからこういうことで従事する方々、職員には余ったものは優先的に接種しますと、そういうふうなものをしっかりと町民に打ち出しすれば、誰もそれが悪いと言う方は私はおらぬと思うのです。説明責任というのは、やっぱりそのところだと思います。何も知らないうちに職員が先に打っているということではなくて、そういうふうなことも、町民の命を守るためには最前線の方々がしっかりとした対応を取っておらなければならぬと、そのように私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

まず1点目のネットでの予約方法につきましては、スマートフォンですとか各自のネットのほうからアドレスのほうに……案内のほうにアドレスを紹介しておりますので、そちらのほうにアクセスしていただいて申し込むというような形を取っております。

（「町のホームページ上で出すということ」と呼ぶ者あり）

○健康子ども課長（濱登新子）

専用のサイトを立ち上げてになります。

（「どこに」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

4番。

○4番豊間根 信議員

分かりました。では、その部分で、先ほどの部分のワクチン接種を担当するといいたいでしょうか、従

事する方々への対応等も含めて、回答をお願いします。

それでは、次の部分に先に参りたいと思います。町内各地の災害復旧の進捗状況ということで、大まかな枠の中でお聞きしました。一番思うことは、災害が出て、それから復旧までという部分が非常に期間がかかっている、これは制度上どうしようもない部分だと、そのようには理解しておりました。ただ、その中で情報提供ということで、前にお話ししまして、災害復旧等現地ではしっかりと説明文書を住民の方々に渡しながら説明をして、理解を得ると、次の災害に皆さんにも備えていただくと、そういうふうなお話をさせていただいて、一時そのような部分で配布になっている文面を見ました。ただ、それが担当課が主体ではなくて建設業者が主体となって地域に回しておったようなのですが、そこは私も、はっきりそのようになっていたかというのは分かりませんが、そのところ、どういうふうな形で住民の皆さんに告知をして、説明をして、そして説明責任を担当課が果たしておるかということをお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

議員おっしゃるとおり、地区の皆様にとっては、特に大規模な災害復旧工事となれば工事も錯綜しますし、あと県、町、それぞれの事業もございます。そういった意味で、大型車両も通りますし、不安を感じられる方もいらっしゃるということで、その点については重々承知いたしているところでございます。

これからの考え方となると思いますけれども、まず今年度は、田の浜地区女川改修工事のほうでは、かわら版という形で情報提供を逐次していくということにしております。今後特に大規模工事となる場合については、やっぱりそういった丁寧なかわら版等による説明は大事なのかなと認識してございます。あとは、細かい軽微な災害復旧についても、例えばこの間の先日の金浜線等についての通行止め解除の場合は、そのお知らせも併せて行うといった小まめな配慮をこれから検討、そういうふうに心がけて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

私は、もう既にやっているという前提条件でお聞きしたのですが、新たな担当課長は、これからそういうものも小まめに対応したいということでありましたが、私がさっき言ったのは、その部分の地域に配布した説明とか、工期とか、内容は見ました。建設業者さんが自分で作って自分でまいていました。それは担当課がすべき部分なのかな、どうなのかなということをお聞きしたつもり。そして、なおかつ今までやっておられたということは、新たな課長さんですから、知らなかったのか、それと

も業者にただ命じて、それを出させておったのかということです。そこをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず、業者のほうから地区のほうにチラシが配布されているのは、これまでも行ってきたということとは認識してございます。これからそれだけがいいのかということだと思います。なので、先ほど答弁申し上げたのは、それに合わせて、町もやっぱりそこには、業者さんのチラシというのは、例えば通行止めとか、何月何日から工事に入りますといった簡単なチラシということにもなると思いますので、まず町としては、全体が見えるような形で丁寧な内容になるように努めてまいりたいなというふうに思っていました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番、ちょっと待ってください。総務課長、答弁漏れを、今の回答をしなければ困るので、話をし資料を取り寄せてください。

すみません、4番、お願いします。

○4番豊間根 信議員

今課長より答弁いただきましたが、私は、要は主体は誰なのだと。発注者がしっかりと説明責任を、地域の皆さんに責任を持って出すのでしょうということ。建設業者の方々は、多分あれは役場からこういうものを出しなさいよと言われたから出して持って回っていたのかなというイメージでした。そこに責任問題がしっかりと、担当課が主導権を持った中でしっかりとやっていただきたい。

そしてまた、さらにもう一つお願いがあるのですが、その予算の関係で年度をまたいだり、それからずれていったりと、いろんな部分の工事状況は、それはしようがないと。ただ、その部分を、私も当初お聞きした部分の中で、順調に進んでおるのだなと思っている中が思ったよりもっと遅れているというものがいっぱいあると。でき得れば、建設課だけに今限って言っているのですが、そのほかの部分も含めた中で考えますと、ある程度四半期に1回ぐらいは、今の災害復旧の状況、何月何日完成予定だったけれども、こういうわけでこのぐらい遅れていますとか、そういうふうなリストみたいなものを建設課のほうから出していただければ、私らもそのところの状況というのが把握できてすごくありがたいなと思うのですが、そういう部分というのは可能なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

進捗状況につきましては、これまでも議会の皆様からの一般質問の中でその都度お答えしているということでございますけれども、まず必要に応じて、定期的にとということがいつがいいのかというこ

とも含めまして、これから検討させていただきたいということでご理解願います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

私は、定期的に四半期に1回というお話を先ほどしました。いわゆる議会の前にそういう部分がしっかりと把握できていれば、私どもも議会でのいろんな形での質問においても現状が把握できる。それで、「あっ、そうだ」ということで現地も見たり、いろんな部分で参考になると。そういう意味で四半期に1回ぐらいどうかそういうことを、簡条書でもいいから、そんな難しいものではなくてもいいです。現状が分かる、遅れている理由が分かる、完成が分かる、そういうふうなものでいいから、各議員に議会宛てに出していただきたいなど、そのようにお話ししたつもりでしたが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

今議員からのご指摘も受けまして、これからやる方向で、そのように対応する方向で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○4番豊間根 信議員

ありがとうございました。前向きに取り組んでいただけるということで感謝を申し上げます。我々にとっても大変ありがたいことだと思います。

先ほどの件は……

○議長（昆 暉雄）

今答弁させますので。健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

先ほどは失礼いたしました。

まず、インターネットでの予約方法なのですが、専用のサイトを設けておりまして、スマートフォンやパソコンから申込みができます。まず、ご案内のほうにアドレス、それからQRコードを表示しておりまして、そちらのアドレスにアクセスするか、QRコードを読み込んで、予約画面に入っている予約をするという形になっております。

また、接種現場の従事者への対応という点につきましては、キャンセル対応の連絡をしても誰も来られない場合、ワクチンの無駄を避けるために、現場にいる従事者へ接種するという考えでいきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4 番豊間根 信議員

先ほどのところは、どこにというのは、町のホームページなのですか。それとも別個に新たに、QRコード等ということなものですから、どこかの業者のところにそのような部分を設けるのか。それ以外に、若い方々ですと、そういうふうなラインとか、フェイスブックとか、いろんな部分までも駆使した中で皆さんに受けていただく体制を取るのかと、そういう広範囲な意味でお聞きしたつもりです。ですから、どこに、ホームページにというのは、町のという部分が頭につくか、つかないかと、独自のものなのかとさっきから聞いているのですけれども。

いずれそういう部分、それから先ほどの従事している方々に、状況によりそういうふうな接種体制を取りたいと。従事している方々が第1に来ると思いますが、第2順位、第3順位という部分もしっかりと本来ならば決めた中で、人数もカウントしながらやっていかなければならないと、そのように思うのです。今の答弁ですと、従事している方々と。どこまでが従事している方々なのかということも含めての中で、一番私が言いたいのは、町民の皆さんに理解してもらえる、皆さんがもろ手を挙げて「それはいいことだ」と、そういうふうにはおっしゃってくださると思いますので、しっかりとその部分は告知をすると。しなければならぬ。そうすれば、そのような前提条件の中ですから誰からも何も、クレームというか、それは駄目だというのは出てこないと思いますので、そういうところをしっかりとやっていただきたいと。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

インターネットの予約の点につきましては、町のホームページとはまた違いまして、専用のサイトになります。こちらのほうは業者のほうで作りました、委託をしておりますサイトのほうになります。

それから、ワクチンが余ったときの対応につきましては、こちらのほうは皆様に告知をしたわけではございませんでして、ワクチンを無駄にしないための手だてとして、方法として考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番豊間根 信議員

さっきのホームページ、専用というのは分かりました。業者に頼んで、間違いがないようにということだと思いますので、それはそれでいいと思います。ただ、そのほかの部分の今のソーシャルメディアというか、そういう部分を使うのか使わないのかというお話をさせていただきましたが、回答ありませんでした。

一番最後の従事者の部分に関しましては、しっかりと明言しなければ駄目ですよと。皆さんがそれを前提条件の中で、「それはもうやっていただきたい。当たり前のことだな」というふうな部分が皆さ

んに理解していただけるという部分では、告知はしなければならぬでしょうと。黙ってやっていると、隠してやっているのかと言われるのです。これは往々にしてありましたから。そのことを話しているのです。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

大変失礼いたしました。告知に関しましては、毎月1日号にかわら版でコロナの情報を流しておりますので、そちらのほうで今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

ぜひそのようにしていただければと。一番本当は、単刀直入で早かったのは……私の持っていき方がちょっと不足でした。できれば町長宛てにお聞きした中で、町長がこの議会の中で、そういう形ということで皆様方に、こういうふうな余った場合にこういう対応を前提として今回はやりたいと、そういうふうに明言してもらえれば、一番そのほうがよかったかなと思っておりましたが、どうですか、町長。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

いずれあらぬような疑いとか、そういうふうな・・・を持たれては、疑念を持たれては困りますので、しっかりと皆様方に、全員にしっかりと、全てに告知するのはなかなか大変かもしれませんが、そういう努力をすることによって、皆様方の中に不信なり疑念を持たれない、公平公正な接種に努め、そしてそれ以上に安全で迅速なものを提供したいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

明言はちょっとあれでしたが、徐々に町長さんともお話のほう、コンセンサスを取りながら、町民第一という部分を前提にした中で、そういうふうなセオリーを打ち出しできる機会が事前であればよかつたなんて、ふと今思っておりましたけれども、一応そういうことで、町のほうの対応はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、移住に関しましてですけれども、少子化もそうなのですが、どうやって地域交流人口を含めた中で町を活性化していくかということでお聞きしました。移住コーディネーターによるということで、今までの実績のほうはいただきました。今後どのような形なのですか。今までどおりの状況

で進めていくのか、もっとアクティブにいろんな施策の展開をなされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

移住施策についてですが、これまでやってきた事業を継続して実施していくということと、今年度は新たな取組として、関係人口の拡大事業というのをやってみようかということで今検討を進めているところでございます。町と継続的に関わっている人等に山田ファンクラブという組織を立ち上げまして、関係人口の受皿を構築して、それが移住、定住につながっていけばいいかなというふうな考え方で現在進めてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

いろんな角度で移住促進をされていくということで理解いたしました。その移住の中で、例えば山田町に来たいという方々、空き家等以外の部分の中で、公設の住宅とか災害公営住宅とか、そういう空いているところ等の活用という部分で、来て、そこに住めるとかという部分の考え方は、今現状はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

移住者の災害公営住宅の入居ということですが、災害公営住宅につきましては所得の要件等が決まっておりますので、それに倣っての入居の審査ということになるかと思います。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

災害住宅は一つの例としてお聞きしました。いわゆる全体的に、町の部分であろうとも、それからいろんなあっせんも含めた中で、どのような体制が取られているか、取れるかということをお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

政策企画課のほうで対応している部分については、空き家バンク制度、あと移住お試し住宅の制度がございまして。相談内容によっては、公営住宅に入りたいという方があるかもしれません。その部分については各課で連携して進めていくという形になりますので、移住者、移住したい人の意向に沿う

ような形で、うまく話をまとめていければなというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

もうちょっと深く詰めていただければ。例えば移住の方々に、町の住宅等、そういう部分も含めた中で、では家賃等はどこまでの部分である程度皆様方に、当初住んでいただける、来るきっかけをつくる、そういうものも含めた中で、何らかの政策的な考え方があるのかなというつもりで聞いたところでした。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

移住者に対応したパンフレット、いろいろな制度、山田に来ればこういうことができますよとか、支援制度がありますよとか、そういうパンフレットを現在作成してございます。その中で、詳しく移住者に説明できるような資料の作成も考えてございますので、そちらの配付も考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そして、例えば一次産業に従事したい、農業、漁業、いろんな形、林業にしろ、そういう方々というのも今全国的に多いようです。そういう方々へのアプローチとか、そのような考え方も含めた中で、多目的に山田へ来てくださいということを、しっかりとした内容になっておられるのかな。

○議長（昆 暉雄）

政策企画課長。

○政策企画課長（川守田正人）

その辺も盛り込んだ形でのパンフレットを考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

これから人口減という大きな場面に差しかかっております。他の場所からのいろんな方々のいろんな新しい考え方、新しい知と、そういうものも今までも山田の場合は、受け入れてきたいろんな方々がございます。そして、そういう方々が商売にしろ、いろんな事業にしろ、山田町の力になってこられたという歴史があると思っております。いずれしっかりと皆さんに告知して、その内容で、山田にぜひ住みたいと、そのような方々、山田ファンを増やす形を取っていただきたいなど、そのように思っ

ておりました。

また、今の現状の中で、移住してきて、山田町で提供できる空き家とか以外に、山田の公営住宅というのは今どのくらい空いているというか、キャパがあるのか。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

5月末現在におきまして、災害公営住宅の空き戸数なのですけれども、全体で32戸となっております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

災害公営住宅の32戸と、あとそれ以外、町独自の部分はなかったのかな。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

すみません。既存の住宅の部分ですけれども、そちらのほうにつきましては、全体で16戸となっております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

災害公営住宅のほうは、いろんな入居条件というものがあるということで、ハードルがある程度いろんな部分があるのだらうと思っておりますが、山田の部分で16戸ほどであると。そういう部分に関しましては、今のカウントの中では、そういう移住してくる方々の提供ができるというものと考えていいわけですね。災害公営住宅を最初に32戸ということでお話いただいたということは、それも一応カウントの中に入っているということかな。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

空き戸数についてなのですけれども、こちらのほうは災害公営住宅の部分で32戸で、それ以外の既存の町営住宅で16戸と、合わせて48戸の空室の状況となっております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

今聞いたのは、先ほど災害公営住宅のほうはハードルが高かったのですが、そういう移住という部分の中で、災害公営住宅を使うのには災害公営住宅の規定の家賃でお支払いくださいよというふうに先ほどのニュアンスでは聞いたのですが、今の中で追加でそういうふうなお話があるということは、町で規定しているというか、来た方々、来たい方に提供する住宅として、災害公営住宅も家賃とのバックアップをして使えるのかと、そこのところをお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

災害公営住宅、既存の町営住宅につきましても、公営住宅法という部分で、家賃のほうも所得の制限、要件等がございます。そちらの中で、災害公営住宅だけというわけではございません。既存の町営住宅も含めてのお話ということになります。

○議長（昆 暉雄）

町長より発言を求められておりますので、許可いたします。町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほどのワクチンの接種の中において、・・・という誤解を招くような表現がございましたので、そのことに関しましては、議事録より削除をお願い申し上げたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ただいま町長から申出があったとおり、議長職権によって、内容については削除いたします。文面については、本職に一任願います。

4番豊間根信君の質問を終わりました。

昼食のため休憩いたします。

午前 11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

○

○議長（昆 暉雄）

議案審議を行います。

日程第2、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和2年度山田町一般会計補正予算（第7号、第8号及び第9号）により、予算議決いただいた繰

越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、壇上からの報告は、翌年度繰越額が2,000万円以上の事業名とその額のみとさせていただきます。

1 ページをお開きください。令和2年度山田町繰越明許費繰越計算書（一般会計分）であります。2 款総務費、1 項総務管理費、庁舎等冷房設備設置事業3,008万9,000円。2 ページをお開きください。町内小学校空調設備整備事業8,154万円。G I G Aスクール構想推進事業2,622万9,000円。

3 ページを御覧ください。7 款1 項商工費、新たな観光拠点整備事業1 億1,600万円。

4 ページをお開きください。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、道路メンテナンス事業1 億6,900万円。町道長林・大浦線改良事業2,000万円。豊間根地区排水路整備事業1 億327万1,000円。豊間根地区軌道敷道路改良事業5,403万円。織笠礼堂地区道路改良事業1 億3,120万円。町道三浦医院前線道路改良事業2,147万6,000円。

5 ページを御覧ください。3 項河川費、準用河川改修事業8 億6,511万1,000円。

4 項都市計画費、土地区画整理事業6,451万1,000円。田の浜地区都市防災施設整備事業2 億円。船越・田の浜地区防災集団移転促進事業排水対策事業8,020万2,000円。

11 款災害復旧費、2 項土木施設災害復旧費、1 災台風19号災害復旧事業4 億9,069万9,000円。

6 ページをお開きください。3 項その他公共施設・公用施設災害復旧費、町営住宅長林団地災害復旧事業2,000万円。

以上、38事業の翌年度繰越額の合計は26億4,655万1,000円となります。その財源内訳であります。既収入特定財源は6,416万1,000円で、その内訳は全額繰入金であります。未収入特定財源は24億7,071万6,595円で、その内訳は国庫支出金8 億6,467万4,095円、県支出金387万2,500円、基金からの繰入金7,887万円、町債15億2,330万円となり、一般財源は1 億1,167万3,405円であります。

以上、令和2年度山田町繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、報告第7号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

報告第7号 事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

入札不調などにより年度内に完了が困難となった事業について、事故繰越として別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告申し上げます。

次のページをお開きください。令和2年度山田町事故繰越し繰越計算書（一般会計分）であります。壇上からの報告は、事業名及び翌年度繰越額のみとさせていただきます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、橋りょう補修事業1,537万8,200円。

4項都市計画費、土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金分）1,927万円。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業4,935万1,500円。

2項土木施設災害復旧費、1災田の浜防災緑地公園施設災害復旧事業1,288万7,050円。

以上、4事業の翌年度繰越額の合計は9,688万6,750円となります。その財源内訳であります。未収入特定財源は8,812万4,211円で、その内訳は、国庫支出金3,128万6,211円、県支出金3,043万8,000円、町債2,640万円となり、一般財源は876万2,539円であります。

以上、令和2年度山田町事故繰越し繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、報告第8号 令和2年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてを議題とします。

報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

報告第8号 令和2年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてご説明いたします。

令和2年度山田町水道事業会計予算に計上しておりました資本的支出に係る建設改良費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。令和2年度山田町水道事業会計予算繰越計算書であります。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、柳沢・北浜地区配水管布設事業は、翌年度繰越額500万円、財源

内訳は当年度損益勘定留保資金500万円です。

事業名、災害復旧事業は、翌年度繰越額150万円、財源内訳は国庫補助金49万5,000円、当年度損益勘定留保資金100万5,000円です。

以上のとおり、令和2年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告といたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第34号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

議案第34号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）等が、令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日からの施行に伴い、関係条項を整備したもので、去る3月31日に専決処分したものです。施行日は、原則として令和3年4月1日となっております。

改正内容の説明は、新旧対照表での説明は省略し、主な改正部分の概要についての説明とさせていただきますので、新旧対照表の次にあります議案第34号説明資料、山田町町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。今回の地方税法等の主な改正内容は、固定資産税の評価替えへの対応、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長と種別割の特例の重点化を行った上での延長、住宅ローン控除の特例の延長等であります。

改正される条項の順に主なものについてご説明いたします。初めに、第1条による改正（資料1関係）です。第27条、個人の町民税の非課税の範囲、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書及び附則第5条の3、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等では、非課税限度額における国外居住親族の取扱いについて見直すものです。

附則第8条の2、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例では、セルフメディケーション税制の延長について規定するものです。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合では、わがまち特例の固定資産税の課税標準の特例に対する令和3年度改正で、第3項、雨水貯留浸透施設、第24項、先端設備等の機械装置等に対する特例措置を削除し、新たに24項、雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準の特例割合を規定するものです。

2ページを御覧ください。附則第11条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例から附則第18条特別土地保有税の課税の特例までは、固定資産税の評価替えへの対応として、現行の負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を規定するものです。

附則第18条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税から附則第19条、軽自動車税の種別割の税率の特例までは、環境性能割では臨時的軽減期限の延長と新たな燃費基準の下での区分の見直し、種別割では特例の重点化を行った上での延長を規定するものです。

附則第43条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等では、対象資産の取得期限または改築期限の延長を規定するものです。

附則第48条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、特例の適用期限を延長するとともに、面積要件の緩和について規定するものです。

次に、第2条による改正（資料2関係）では、地方税法等の改正による条項ずれとなりますので、説明は省略させていただきます。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第34号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第35号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

議案第35号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、関係条項を整備したもので、去る3月31日に専決処分したものです。条例の施行日は、同年4月1日となっております。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、資料の新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正部分となります。第2条第1項中「平成33年3月31日」とあるのを「令和6年3月31日」に改め、期限を延長するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第35号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は承認することに決定しました。



○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第36号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

議案第36号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び同法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行により、所要の規定を整備し、関係条例を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であり、改正本文第1条から第4条による改正は、いずれも新型コロナウイルス感染症の定義規定に関する部分であります。資料1を御覧ください。第1条による改正は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。改正しようとする箇所は、附則第3項で、根拠規定として引用していた新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、関係する字句について改めようとするものであります。

続きまして、資料2を御覧ください。第2条による改正は、山田町町税条例の一部を改正しようとするものであります。改正しようとする箇所は、附則第49条で、根拠規定として引用していた新型コロナウイルス等対策特別措置法の定義規定の削除に伴い、関係する字句について改めようとするものであります。

続きまして、資料3を御覧ください。第3条による改正は、山田町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。改正しようとする箇所は、附則第3項で、第2条による改正と同様の理由により関係する字句について改めようとするものであります。

続きまして、資料4を御覧ください。第4条による改正は、山田町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。改正しようとする箇所は、附則第11条で、第2条及び第3条による改正と同様の理由により関係する字句について改めようとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして、附則であります。本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上が提案理由の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第36号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第8、議案第37号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長(鳥居義光)

議案第37号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災復興特別区域法第20条の規定による被災者等の災害公営住宅等への入居者資格の特例措置が終了したこと、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が過疎地域自立促進特別措置法に代わり令和3年4月1日から施行されたことなどから、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたしますので、資料を御覧ください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第6条第1項は、被災者等の入居要件の緩和措置の終了に伴い、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条に規定する被災者等を削除しようとするものであります。

第16条第2項は、公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、引用文の条ずれが生じたことから、「第8条」を「第7条」に改め、附則第10項は「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過

疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、所要の整備を行うものであります。

改正本文に戻りまして、附則において、この条例は、交付の日から施行し、改正後の第6条第1項、第16条第2項及び附則第10項の規定は、令和3年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第38号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

議案第38号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本案件は、山田町消防団第11分団の消防ポンプ自動車を更新、整備しようとするものであります。指名業者の選定につきましては、令和元年度、令和2年度、令和3年度物品購入等競争入札参加資格者名簿の車両・船舶（緊急車両）に登載された16者を選定し、4月26日に指名競争入札通知書を発送して、5月14日に開札を実施し、7者が応札しました。

7者の内訳につきましては、ジーエムいちはら工業株式会社仙台営業所、株式会社岩手総合商事、

有限会社佐々木ボデー、株式会社岩野商会、互光商事株式会社、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、有限会社一関防災設備となります。第1回目の開札の結果、有限会社佐々木ボデーを落札者に決定いたしました。

資料1を御覧ください。物品売買仮契約書となります。山田町と有限会社佐々木ボデーとは、物品の売買について次のとおり契約を締結するもので、契約金額は2,332万円であります。納入期限は、令和4年1月14日となっております。

2ページ目を御覧ください。仮契約は、令和3年5月18日に締結しております。

次のページの資料2を御覧ください。消防ポンプ自動車の概要となります。型式は普通消防ポンプ自動車(CD-I型)、乗車定員は6名、車両は総重量5トン未満、エンジン種別はディーゼルエンジン、ポンプ性能はA-2級、主な仕様は寒冷地対策としてオイルパンヒーター、ポンプ不凍液注入装置、4輪駆動、安全装置として車両固着防止装置、坂道発進補助装置、真空ポンプは無給油方式となります。

次のページの資料3に消防ポンプ自動車の外観図を添付してありますので、御覧ください。

以上、提案理由の概要の説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第38号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第10、議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてから日程第17、議案第46号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてまでの議案8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、産業復興棟を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産であります。新田工業団地B産業復興棟、所在地は山田町豊間根第7地割31番地1、31番地4、157番地、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は489.38平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町中央町7番6号、名称は有限会社木村商店、代表取締役、木村トシであります。貸付料は施設用地を含み年間124万9,245円で、契約保証金は18万7,387円であります。なお、減額前の貸付料は258万7,527円あります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であります。

次に、議案第40号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、産業復興棟を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地B産業復興棟、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は324.79平方メートルあります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町織笠第13地割8番地18-1、名称は株式会社小野商店、代表取締役、小野貢であります。貸付料は施設用地を含み年間61万5,762円で、契約保証金は9万2,365円あります。なお、減額前の貸付料は156万7,898円あります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。建物の詳細を示した平面図であります。

次に、議案第41号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするも

ので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地C産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は147.24平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第2地割42番地4、氏名は大町幸平であります。貸付料は施設用地を含み年間27万4,062円で、契約保証金は4万1,110円であります。なお、減額前の貸付料は70万3,806円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.2が貸し付ける区画であります。

次に、議案第42号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地C産業復興棟No.3、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は148.89平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町長崎二丁目1番5号、氏名は田老協であります。貸付料は施設用地を含み年間27万7,134円で、契約保証金は4万1,571円であります。なお、減額前の貸付料は71万1,693円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.3が貸し付ける区画であります。

次に、議案第43号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産に

ついてであります。田名部工業団地D産業復興棟No.1、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は52.65平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第3地割35番地7、氏名は箱石小助であります。貸付料は施設用地を含み年間11万4,120円で、契約保証金は1万7,118円であります。なお、減額前の貸付料は26万8,326円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.1が貸し付ける区画であります。

次に、議案第44号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地D産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は52.65平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町船越第6地割32番地18、名称は有限会社山崎架設、代表取締役、山崎洋であります。貸付料は施設用地を含み年間11万4,120円で、契約保証金は1万7,118円であります。なお、減額前の貸付料は26万8,326円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.2が貸し付ける区画であります。

次に、議案第45号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地F産業復興棟No.1、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は148.89平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町北浜町4番2号、氏名は木村成次であります。

貸付料は施設用地を含み年間31万8,698円で、契約保証金は4万7,805円であります。なお、減額前の貸付料は81万2,270円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.1が貸し付ける区画であります。

次に、議案第46号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により被災した商工業者等に対し、引き続き産業復興棟を減額貸付けしようとするもので、貸付料について、平成30年の当初契約時と同様に建物の適正価格に4分の3の減額措置を講じて貸し付けることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。貸付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地F産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は148.89平方メートルであります。貸付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町長崎三丁目2番1号、氏名は和井内克己であります。貸付料は施設用地を含み年間31万8,698円で、契約保証金は4万7,805円であります。なお、減額前の貸付料は81万2,270円であります。貸付期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日まであります。

資料1を御覧ください。赤色で着色している箇所が貸付けしようとする建物の位置であります。

資料2を御覧ください。資料2は、建物の詳細を示した平面図であり、No.2が貸し付ける区画であります。

以上、提案理由と概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

それでは、いろいろ説明があつて、建物の適正価格の4分の3減額したということで説明があつたのですけれども、この適正価格というのは、法律か何か、税務課のほうでそのような適正価格というのを表しているのか、それとも独自に算出した適正価格なのかどうかお聞きいたします。

そして、契約保証金をそれぞれ取っているのですが、この契約保証金はどのようなものに使われるというのか、何のために契約保証金という名称で取っているのか、その辺を教えてください。

○水産商工課長（野口 伸）

建物の残存価格の5%、これが通例になってございます。これが適正な価格と。これから4分の3の減額措置を講ずるので、今回の議会の議決をいただくということになります。

そして、契約保証金についてですが、これは家賃を滞納した場合に充当したりといったことになり

ます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。そうすれば、残存価格ということは、今度またこれを更新する場合や、またさらに適正価格で価格が下がるというふうに解釈いたしますが、そのとおりでよいか確認いたします。

あと契約保証金は、私はてっきり、ここを壊すときのための、事情があって取壊しする場合の保証金かなと思って考えていたのですが、滞納があった場合それに充てるというだけですね。それをまた確認いたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、建物の残存価格と申し上げましたが、平成30年の時点における建物の価格ということになります。それは、3年たったからといって見直すというわけではございません。

あとは、保証金のほうについてですが、これは一旦契約が完了すれば、借りた方にお金は返すということになるので、解体費用に回るということはありません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりましたけれども、残存価格が次の契約のときには減額にならないというのがちょっと分からないところなのですけれども、そしてまた契約保証金のほうは、そういう用途があるということですが、それでは最後にこの施設を、多分コンクリートの基礎できちんとした建物になっていると思うのですが、その部分の解体費用というのは町のほうで負担することになるわけか、その確認をしておきたいと思いますが。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

何年後になるかは分かりませんが、解体費用については町のほうで負担するということになります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

これより議案第39号から議案第46号までの討論及び採決を1議案ずつ順に進めてまいります。

日程第10、議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第40号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第41号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第42号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第42号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第43号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第43号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第44号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第44号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第45号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第45号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第46号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第18、議案第47号 町道繫線（繫橋）橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

議案第47号 町道繫線（繫橋）橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成30年3月に策定した山田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した豊間根地区の町道橋、繫橋の修繕を行うものであります。

それでは、工事概要について説明いたしますので、資料2を御覧ください。赤色で表示している部分が施工箇所であり、橋梁の上部から順に、防護柵取替工329メートル、その下、欄干の基礎部分である地覆の補修工131平方メートル、橋桁の塗替塗装工1,117平方メートル、橋桁のつなぎ目となる伸縮継ぎ手の取替工8か所40メートル、橋梁上部から下部にかけての断面・ひび割れ補修工1式を施工するものであります。

次に、請負契約についてですが、資料1を御覧ください。本工事は条件付一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき令和3年4月20日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社大久保建設、株式会社菊地建設の2者の応札があり、5月18日に開札を行い、落札候補者に株式会社菊地建設を指名しました。その後、資格の確認を行い、5月21日に落札者に決定し、6月4日に仮契約を締結したところであります。契約金額は、消費税額及び地方消費税額1,520万円を加えた金額1億6,720万円で、工期は令和3年6月14日から令和4年2月28日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番 関 清貴議員

この工事を発注する際、多分調査したと思うのですが、地震等による耐震構造については補修等の項目には入らなかったかどうか、大丈夫だったのかどうかというのを1つと、あともう一つは、このように入札されて、大丈夫、工期も順調にしていけば今年度中には終わるわけですが、その辺について、工事のほうの標準工期というのは何日ぐらい見て、そのとおりの工期設定だったのかどうか確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず1点目の耐震基準に基づいている調査かどうかということでございますけれども、こちらにつ

いては耐震も踏まえて、加味して調査してございます。

それから、工期でございますけれども、標準工期としましては8か月、定かな日数までは今ここで押さえておりませんが、8か月という標準工期で工期も策定してございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

これはちょっと質問としてどうなのか疑問に思いながら聞のですが、これを補修すれば、長寿命化、大体何年ぐらいもつものなんでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

赤石技監。

○技監（赤石広秋）

長寿命化のメニューで今回橋梁補修をいたしますけれども、何年もつというものは、すみません、お約束できるものではございませんので、ご了承ください。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。9番。

○9番木村洋子議員

この工事の間は通行のほうはどういうふうに、特に支障がないというか、片側通行とか、そういうふうな方向になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

それでは、通行規制の件について説明いたします。

まず、最初に準備工というものがございます。足場の取付け、この間に関しては約1か月ぐらいになると思われますけれども、全面通行止めということになります。ただし、歩行者の方については、国道に向かってバス利用者の方もおりますので、歩行者のスペースは確保させていただくということになります。

それから、その後の様々な補修工事に入っていきますけれども、まずは片側通行、地覆補修工事、防護柵取替工事、あと伸縮継ぎ手の取替工事、この間約2か月ないし1か月半ぐらいだと思っておりますけれども、この間が片側通行ということになります。

あと最後に、足場の撤去の際も2週間ぐらい行いますけれども、この間また全面通行止めとなりますけれども、歩行者の方については通行は確保するというので進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第47号 町道繫線（繫橋）橋梁補修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題とします。

本請願は、産業建設民生常任委員会に付託したものです。お手元に配付のとおり委員長報告が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。産業建設民生常任委員長菊地光明君。

○産業建設民生常任委員長（菊地光明）

産業建設民生常任委員会に付託された請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について、昨日委員会を開催し審査しましたので、その結果を報告します。

当日は委員全員の出席を得て審査が行われました。審査の結果、請願の内容はそのとおりであるという意見が出され、本請願については妥当であるとの結論で全員が一致しました。

よって、当委員会としましては請願第1号を採択すべきものと決定しましたので、報告申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を採決します。

本案は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会といたします。

午後 2時17分散会

令和3年第2回山田町議会定例会会議録（第3日）

招 集 告 示 日	令和3年 6月 3日					
招 集 年 月 日	令和3年 6月 8日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年 6月10日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	閉 会	令和3年 6月10日午前11時10分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐藤克典	○
	2	阿部吉衛	○	9	木村洋子	○
	3	吉川淑子	○	10	関清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田龍寿	○
	5	菊地光明	○	12	坂本 正	△
	6	黒沢一成	○	13	阿部幸一	○
	7	山崎泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	1番 昆 清		2番 阿部 吉衛		3番 吉川 淑子	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	武藤嘉宜		書記	黒沢和也	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	町 長	佐藤信逸	○	長寿福祉課長	福士雅子	○
	副町長	甲斐谷芳一	○	健康子ども課長	濱登新子	○
	技 監	赤石広秋	○	建設課長	佐々木義之	○
	技 監	高橋慎一	○	都市計画課長	鳥居義光	○
	総務課長	昆 健祐	○	上下水道課長	中屋佳信	○
	危機管理主幹	佐々木克博	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	佐藤篤人	○	教育長	佐々木茂人	○
	政策企画課長	川守田正人	○	教育次長兼 学校教育課長	芳賀道行	○
	会計管理者兼 税務課長	古館 隆	○	生涯学習課長	加藤紀彦	○
	農林課長	佐々木幸博	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
町民課長	川口徹也	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和3年第2回山田町議会定例会議事日程
(第3日)

令和3年 6月10日(木) 午前10時開議

日 程 第 1 議案第48号 令和3年度山田町一般会計補正予算(第2号)

日 程 第 2 議案第49号 令和3年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

日 程 第 3 議案第50号 令和3年度山田町水道事業会計補正予算(第1号)

追加日程第 1 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

追加日程第 2 発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための
意見書

令和3年 6月10日

令和3年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。
参考までに申し上げます。欠席届の出ている方は、12番、坂本正君であります。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時05分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

進行いたします。

日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査、発議案が出
されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第48号 令和3年度山田町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

議案第48号 令和3年度山田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業や各種事務事業の事業費の調整のほか、人事異動に伴う人件費の組替えなどの予算調整を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,650万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億7,858万6,000円としようとするものであります。

なお、5ページの第2表、地方債補正及び以降の職員の人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。初めに、歳入であります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,115万3,000円の増額は、4節の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増によるものであります。

8ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金1,184万3,000円の増額は、2節の林道施設災害復旧事業補助金の増などによるものであります。

次のページを御覧ください。17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入585万2,000円の増額は、1節の土地売払収入の増によるものであります。

18款1項寄附金、1目一般寄附金1,000万円の増額は、1節の一般財政寄附金の増によるものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,884万2,000円の増額は、1節の財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより、本補正予算時点での令和3年度末の現在高は61億3,000万円程度となる見込みであります。

4目復興まちづくり基金繰入金711万5,000円の増額は、1節の復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これにより、本補正予算時点での令和3年度末の現在高は23億9,000万円程度となる見込みであります。

7目ふるさと応援基金繰入金1,239万9,000円の増額は、1節のふるさと応援基金繰入金の増によるものであります。これにより、本補正予算時点での令和3年度末の現在高は1億円程度となる見込みであります。

10ページをお開きください。21款諸収入、4項1目雑入1,541万1,000円の増額は、4節のスポーツ振興くじ助成金の増などによるものであります。

次に、歳出であります。14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、14目情報化推進費838万9,000円の増額は、12節の防災行政無線戸別受信機設置調査業務委託料の増などによるものであります。

24目新型コロナウイルス感染症対策費1,205万3,000円の増額は、19節の子育て世帯生活支援特別給付金の増などによるものであります。

18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費1,099万5,000円の増額は、18節の県沿岸知的障害児施設組合負担金の増などによるものであります。

次のページを御覧ください。2項児童福祉費、5目子育て支援事業費565万6,000円の増額は、18節の医療的ケア児保育支援事業補助金の増などによるものであります。

22ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費609万8,000円の増額は、18節のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金の増などによるものであります。

4目畜産振興費523万2,000円の増額は、14節の堆肥センター乾燥機改修工事費の増などによるものであります。

24ページをお開きください。7款1項商工費、2目商工業振興費1,350万4,000円の増額は、7節のふるさと納税返礼品代の増などによるものであります。

4目観光費826万1,000円の増額は、次のページ、12節のガレキ等廃棄処分委託料の増などによるものであります。

26ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,010万5,000円の増額は、14節の町道路肩改良工事費の増などによるものであります。

次のページを御覧ください。4項都市計画費、1目都市計画総務費722万2,000円の増額は、12節の用途地域見直し業務委託料の増などによるものであります。

3目都市公園費1,653万6,000円の増額は、14節の中央公園遊具整備工事費の増などによるものであります。

33ページをお開きください。10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費3,304万6,000円の増額は、次の34ページをお開きください、14節の町民総合運動公園ラグビーサッカー場照明改修工事費の増などによるものであります。

次のページを御覧ください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費599万9,000円の増額は、14節の1 災林道災害復旧工事費の増によるものであります。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,650万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億7,858万6,000円としようとするものであります。

以上、令和3年度山田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

10ページです。10ページの真ん中辺りに仮施設利用料収入83万3,000円があるのですけれども、こ

れについて説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

場所については北浜地区にある仮設になりますが、3月で退去する予定だったのですが、転居先がまだ工事中というところで予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

すみません、北浜の仮設ということでしたけれども、ちょっと今頭の中に浮かんでこないのも、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

水産業用地、漁港の中にあるのですが、名称を出せばすぐ分かると思うのですが、北浜の海岸線にあるという仮設でございます。

以上です。

○6番黒沢一成議員

いいです。後で見えます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私からは、県支出金、8ページの強い水産業づくり交付金252万3,000円、これは密漁監視のほうに充当されているようですが、事業的にはこれ以外にも何か使えるような事業がある交付金でしょうか、それとも密漁監視というふうに限られている事業なんでしょうか、この補助金……かな。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

これについては、県の事業になるのですが、密漁監視のカメラ以外にも対象にはなるようですが、詳細についてはちょっと今資料がないのでお答えできません。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9 番木村洋子議員

7 ページの15款 1 目の民生費国庫負担金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1,115万なのですけれども、この内容をお願いいたします、詳しく。

それと、8 ページの 4 目農林水産業費補助金の中の 3 節水産振興費の強い水産業づくり交付金252万とありますが、どういった内容なのかをお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

1 点目の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金についてお答えいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により生活の影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し生活の支援として給付金を交付するものですが、その対象となるのは独り親世帯以外の低所得の子育て世帯になります。給付金は、1 人につき一律 5 万円となっております。

費用の詳細につきましては、給付金のほうが1,000万、それから切手代、郵送費という経費が1万7,000円、金融機関手数料が3万6,000円、あとシステム導入費が110万という内訳になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

2 点目の強い水産業づくり交付金についてでございますが、これは三陸やまだ漁協が今回監視カメラを導入すると、それに対する県の補助ということになります。補助率については、2 分の 1 ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番木村洋子議員

このセーフティネット強化交付金の部分なのですが、先ほど低所得者世帯に 5 万円ということですが、収入というか、世帯の状況でということなのですが、どういう基準で配付というか、そういうふうに渡されるのか、そこら辺基準があるのかということと、あとは何世帯ぐらいを予定しているのかをお願いいたします。

あと、2 点目はよろしいです。分かりました。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

低所得の基準ですが、こちらのほうは令和3年度分の住民税均等割の非課税世帯にある者、そして対象人数のほうを200人と見込んでおります。

○議長（昆 暉雄）

9番、いいですか。

○9番木村洋子議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

3点お願いします。1点目が14ページ、14目の12節委託料の防災行政無線戸別受信機設置調査業務の内容なのですけれども、もうあらかじめこの地区を調べるとか、全町で調べてもらうとか、そういったやり方というか、そちらの内容を教えてください。

次に、22ページ、6款3目の18、負担金、補助及び交付金、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金の増の内訳を教えてください。

続きまして、同じページの4目12節、14節、委託料、工事請負費の堆肥センター乾燥機改修設計業務委託料、堆肥センター乾燥機改修工事費の内容を教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

危機管理主幹。

○危機管理主幹（佐々木克博）

私からは、1点目の防災行政無線戸別受信機の設置調査についてお答えします。

まず、今回の調査においては新規分が約104世帯、デジタル化更新分が約86世帯、これを調査するわけではありますが、まず新設分については豊間根が33か所、大沢が16か所、山田が16か所、織笠が16か所、船越が23か所になっています。

また、デジタル化更新分については豊間根が43か所、大沢が31か所、山田が16か所、織笠が58か所、船越が38か所というところで、それぞれ今回調査することとしております。

○11番横田龍寿議員

はい、分かりました。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（佐々木幸博）

私のほうからは、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金についてお答えいたします。

この事業は、県が策定しました地域農業マスタープランの実践に向けまして、担い手の農業経営の高度化を図るために必要な機械とか施設、そういった施設整備に対する補助金となります。補助率は、県と町合わせて2分の1ということになります。

内容としましては、荒川園芸生産組合のほうでパイプハウス2棟、あと防風ネット40メートルの設置を予定しております。

あと、豊間根肉用牛生産組合、こちらのほうではロールベアラーという機械なのですが、稲わらとか、あとは牧草、そういったものを圧縮梱包する機械であります。あと、リスクモアというのも、これは牧草の草刈り機という、そういった整備を予定しております。

次に、3点目の堆肥センター乾燥機の改修、設計と工事についてであります。この乾燥機につきましては、攪拌機改修に係る設計と工事という中身になります。攪拌機は、堆肥を攪拌しながら約70メートルの区間を往復しながら移動するという機械なのですが、攪拌機の両側にある車輪を誘導するレールと、それを支える躯体といいますか、壁でございます。それがまず破損しているということですので、その設計と工事費ということになります。

以上です。

○11番横田龍寿議員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

2点お伺いします。1つが、25ページの上から3行目に三陸ジオパーク地域研究事業委託料があるのでありますが、これ上と2つで金額は載っているのですが、このジオパークのほうだけで金額がどれぐらいなのか。あと、内容と委託はどこにするのかについて。

あと一つが、29ページの一番上に消防団活動補助金があるのでありますが、これについて説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

1点目の三陸ジオパークの関係でございます。この調査に関しては、令和6年にユネスコ世界ジオパークの認定、申請を目指しているというところで、町としてもその一環の取組を始めるというところですので。内容的には、大地の成り立ちとか地質に関する事、あとはジオパーク活動に資する研究等ということになっております。これをすることによってまず学術的な価値を上げるということで、世

界ユネスコの関係ではこれが一つの基準になるというところで、そういう事業に取り組んでいくということになります。

事業費については、歳入については地経費のほうを今回計上しておりますが、8ページの商工費補助金というところで金額は提示しております。

委託先については、今検討しているのですが、大学の研究グループ、岩手大学とか東北大学を想定しています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

消防団活動補助金についてご説明させていただきます。

この消防団活動補助金については、昨年度新型コロナウイルス感染症の防止対策ということで消防演習が中止となり、そのほかの消防団活動も中止ということになりまして、町のほうでは消防団の活動を支援しようということで13個分団と本団に20万、240万を交付したものであります。

今年度は各分団、本団10万ということで140万、半分ということは、1年間コロナ対策をしながら消防団活動を実施してきました。今年度は4月に消防操法協議会等消防団活動を従来の活動に向けて実施していたところでありましたが、5月に町内から感染者が確認されたということで急遽消防演習は、13個分団集まって行う消防演習は中止という形になりましたけれども、各分団が地域における独自の活動は実施していいという判断となりましたので、町では昨年度の半分の金額としたものであります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

ジオパークのほうですけれども、これはジオパーク、以前から、震災前からだったか、ちょっと定かではないのですけれども、ずっとやってきていることなのですから、さらにまた研究ということなので、またさらに調べ直すということなのか、それともどうということなのか、もう少し説明をお願いします。

消防団の活動費については、消防演習がなくてお花がいただけない状態でちょっと厳しいところを助けるということなので、これはこれでいいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

現在のパンフレットなのですが、これは1900年代に発行された、文献を参考にしているいろいろなパンフレットができてきているわけなのですが、最新の情報が無いということ、あとは科学の専門家によって

確かめられた国際的に重要な地質遺産を含まなくてはならないという、そのユネスコの関連のキーワードがございますので、今回着手するということとなります。

○6番黒沢一成議員

分かりました。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私からは、補正予算書の23ページの林業総務費、負担金、補助及び交付金、林産物の利活用促進支援事業補助金、これからも林産物の利活用というのは結構山田町の特産品として大きな位置を占めると思うのですが、それらを伸ばすための補助金、役立つ補助金なのか、補助金の内容を教えてください。

あと、先ほども歳入のほうで質問いたしましたが、同じページの水産振興費の密漁防止、漁協が行うカメラの購入に際して補助金を出すということですが、何台ぐらいのカメラで、何か所ぐらいに設置するのか、それとも船につけて移動するカメラなのか、その辺を教えてください。

あとは、33ページに来まして、オリンピックパラリンピックのイベント等の委託料がここに今回の補正で出ているわけですが、これは予定どおり行うことを予測しているのか、それとも町としてこれは最低でもやらなければならないので予算書に上げたかというのを確認したいと思います。

そしてまた、同じところにありますゴルフ大会の補助金、これは年度当初に盛れなかったのかどうか、確認をしたいと思いますので教えてください。

次が、保健体育施設の、同じページのラグビーサッカー場の照明、工事請負のほうで改修するようですが、これがLEDになるのか、今の……白熱灯のかな、あれ、そのような感じになるのか。LEDを予定しているのかどうか、教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（佐々木幸博）

私のほうからは、林産物利活用促進支援事業補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、白石集落農業生産組合が新たな取組としまして木炭の生産とか、あとは炭焼き体験などを行っていくということで、その施設整備に要する経費の一部を補助するという内容でございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

監視カメラでございます。台数については4台を予定しているということで、つける場所は4か所、そして陸上側から撮影するという内容になっております。あとは、携帯でも見られるというような内容で、そういうアプリをインストールすれば使えるというような話では聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

まず、1点目のイベントの関係の委託料なのですが、このコロナ禍にあってオリンピックがどのようになるか分からないというところではございますが、やる方向というところで国のほうからの指示がございまして、山田町はオランダのホストタウンということでオランダを応援しましょうという機運醸成のためのイベントということになります。

ゴルフ大会、当初に盛れなかったのかということですが、今年度に入ってゴルフ大会を実施していきたいという要望があったということで、この6月の補正に計上させていただいたということになります。

3点目のラグビーサッカー場のLED化になるのかということなのですが、LED化に改修をするという予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

はい、分かりました。ありがとうございます。

そうすれば、先ほどの林産物のほうなのですが、林業関係のほうなのですが、これは今年度は白石地区ですが、それ以外の地区からもそのような要望とか必要性があった場合は順次応じていく考えかどうか、お聞きいたします。

そして、オリンピックのほうなのですが、これの項目を見ますと観戦ツアーとか観戦チケット負担金とあるのですが、これから決まるのでしょうかけれども、町とすれば決まった場合はそれに従うということですね、観戦もできますよといったときは。そのような心構えでこれに対応するということですね。

あと、ホストタウンなのですが、他市町村の例を見るとホストタウンを降りたところもあるようですが、山田は全然そのようなことは考えていないという捉え方でよろしいですか。

あと、密漁監視のほう、分かりました。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（佐々木幸博）

ほかの団体から要望等があった場合ということですが、その場合には補正等で対応していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

観戦ツアー等々実施するのかというところでございますが、国の方向性が定まっておりませんが、現時点では実施ができるのではないかと。ただ、都内のほうですね、開催地等々の状況が思わしくなければ、それなりの考えをしていかなければならないというふうに考えてございます。

ホストタウン関係についても、そのとおり、コロナの関係でございますので、現時点では実施するという方向で検討しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

はい、分かりました。

最後に、今のオリンピック関係ですけれども、まず町の考えとすれば、このような状態なので観戦はいたしませんとか何とかという強い意志は、特には今のところ考えていないと。国がやると言ったら、ありますよと言ったら、それに従って観戦ツアーを組むとか、そんな考え方でいるわけですね。そのような考え方でいるというふうに捉えてよろしいわけですね。

あともう一つは、ホストタウンについても何の支障もないようなのでホストタウンは断らずやるといような解釈、実際問題、オランダのほうからホストタウンの町に来るとい意思表示が今のところあるかどうか。これは3問目ですので、あるかどうかと、今後の感染状況を見て、オリンピックの状況を見てどうするかという考えを持ってやっていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

オリンピックについてですが、国がやるからといって最終的な判断が国がやるからGOということではないというふうに考えております。やっぱり感染の状況、これは町として観戦ツアー等々実施するとなれば、その開催地、どのような状況になっているのか、国全体の状況を鑑みて実施を取りやめるといことも想定はされますが、現時点では実施をするということでございます。

ホストタウンのほうなのですが、現時点では空手、事後交流なのですが、空手の選手が事後交流を計画しなさいというところで選手1人とコーチ1人が来町して交流をしましょうという計画ではございます。ただ、まだこのコロナの状況で本当に国内移動ができるのか、そこも定かではないですので、まず国の動向を見ながら適正な判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

1点のみ質問します。14ページ、14目の12節、同僚議員の方々がお聞きしておりましたが、防災行政無線の内容ですね。個数等は分かりました。どのような部分での位置づけといいでしょうか、どことどこという地名まではありましたが、その機種自体がどのようなものを設置していくのか。

それと、移動系統制局増設という部分、その詳しい内容をお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

危機管理主幹。

○危機管理主幹（佐々木克博）

まず1つ目の戸別受信機調査になりますが、今回の調査については戸別受信機設置場所の電波受信状況確認及び取付場所の調査を行うものとなります。今回は、デジタル化への対応ということで、アナログからデジタルへの切替えという部分も入ってまいります。まず、そこを先ほど言った調査、件数を経て、最終的に設置場所を決定するというところで実施しようと考えておりました。

また、もう一点の防災行政無線移動系統制局増設業務委託についての内容なのでありますが、大規模災害に備え災害対策本部の機能について効率化、円滑化を図り、強化を図ることを目的として、本年度設置した災害対策本部専用の携帯型などの移動系防災無線の親局について増設するものとなります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

その移動局のほうの中身がよく分からないのですが……災害云々かんぬんはいいですよ。子機の増設をするのに親機側のほうもプラスして変更工事をするという意味なのか、よくつかめませんでした。

デジタル化ということで、これはもうデジタル化という言葉が古くなるぐらい今日進月歩でありまして、町でもヤフーの防災ニュースとかいろんな部分でのバリエーションを増やしていると。これから先を戸別受信機でという部分も今までの常識の中では古いものになりつつあるのではないかなと。特にも場所という部分が、では聞こえないからといって災害公営住宅をはじめ今の防音がしっかりした設備のところまで全部つけていくのかと、そういうことに最終的にはなっていくのかなという推定もできると思いますが、そういうことを含めた中で、このデジタル化という部分では戸別のほうは調査ということで、その予算と工事費等という部分の委託、設置料ですか、そういうことなのですが、そこのところはまた受信機自体はいろんな意味でさらに進化したものが出ているのかなと。取り替えるという部分の調査に関しまして、前にも、前回の予算というか決算で見たときに、非常に受信機自体は安いけれども、その調査とか設置費という部分が受信機の四、五倍ぐらいみたいな形で捉えてお

ったのですが、その予算的な部分というもの、そこをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（昆 暉雄）

危機管理主幹。

○危機管理主幹（佐々木克博）

まず、第1点目の統制局の業務に関しては、現在移動系の統制局、親局は総務課内に設置されています。今回、大規模災害に備え災害対策本部の機構を改編したということで、3階でもって大規模災害時には対応するというので、3階に移動系の親局を設置すると、増設するというものであります。

また、戸別受信機についてはデジタル化というお話だったのですが、これについては現在こちらのほうでつかんでいる古い戸別受信機が186世帯にあるということで、これについて現在残っているのか、家の存在も含めて調査していくということでもあります。最終的に、現存しているものについては更新していくということで考えておりました。

今後におきましては、今回の工事でまず一段落はつくのでありますが、今後においてもまた情報を得ながら更新または設置について進めてまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

移動局の本部というか、管制局ですね、そちらのほうは3階に移動ということで分かりました。

戸別の部分に関しましては186世帯へということで、物があるかないか、家があるかないか、それは本来ならば担当課が今までしっかりと調査していれば、わざわざ調査費はその部分に上げなくてもよいものではないかなと思っております。これからいろんな部分で上げ膳据え膳の国からの予算というものは、皆さん推定しておられるとおりの現状になってくのではないかなと、そういうものも含めましてしっかりとした管理をしていただく。186世帯の中でという部分は、今またお話ししたとおり、これからの管理体制の中にフィードバックをしていただきながらしっかりとした管理、そしてまた子機に関しましては要望があればいつでも皆様方に提供する、そしてそれに対して予算措置を、これからは順次必要性を認めるものに関して設置を町民の皆さんに呼びかけるということも必要かなと思っておりました。そういうものを総体的にぜひやっていただきたいと。

子機に関しましては、先ほどお話ししたとおりですが、日進月歩ですから、いろんな形の代替を含めまして、より町民の皆様へ情報が伝わると、そのようなものもこの中でしっかりと考えていっていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

1点、確認のために質問いたします。ページ数が34ページ、7項のコミュニティ対策費の中の14節工事請負費、浜川目コミュニティセンター掲示板設置工事となっておりますが、各地区にコミュニティはあるわけですが、この予算は、例えば織笠のコミュニティで設置する場合にはこの工事費というのは出るものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

今回の浜川目コミュニティセンターの掲示板の設置ということなのですが、地区のほうから、震災前にもコミュニティセンターあったのですが、その際にも掲示板があつて、新たに建設をしたのですが、掲示板のほうは設置がなかったということで、今回要望を受けて設置をします。

当然利用の状況等々も鑑みますが、要望等がありまして、その対応が可能であれば、設置のほうに向けては前向きに検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番昆 清議員

早く分かればうちらもお願いしたのですが、織笠では自分たちで設置しました。何か役場に予算申請しても駄目だということあつて、うちらではボランティアでやった次第です。こういう予算が出るのであれば、無理してやらなくても予算計上してお願いすればできるということでもいいのですか、これ、今後ともですよ。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前10時52分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

掲示板の設置についてですが、地区のほうで設置をしたというケースもございますし、あるいは仮設の掲示板を持ってきてというか、譲り受けて、そういうふうな形の設置もあります。住民協働ということで計上をする補助等々もございますので、今後については関係課に相談をしていただいて、その都度対応していきたいというふうに考えます。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1 番昆 清議員

今言った仮設住宅から看板を、それはうちらがどこだっけ、建設課だかどこかにお願いして、都市計画課かな、お願いして頂いて、それを我々有志が作ってバス停のところに作りました。そういうのを活用してやっているのだけれども、こういう予算計上して、浜川目コミュニティセンターだけがいいということが、何ていうか、分からないのですよ。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

先ほども答弁させていただいたとおりにいろんなケースがございます。当然使えるものを有効利用していただくという点では、非常に地域の方々にご尽力をいただきまして大変ありがたく思っているところでございます。

浜川目については、そういうものがなかったということと相談を受けたということで、今回設置をさせていただくということになりますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番木村洋子議員

1 点だけお願いいたします。19ページ、3 款民生費の5 目子育て支援事業費、18 節なのですが、医療的ケア児保育支援事業補助金562 万の中身を詳しくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

医療的ケア児保育支援事業についてお答えいたします。

まず、保育園で医療的ケアが必要な児童を受け入れることができると示した保育所に対しまして、看護師等配置する費用につきまして補助、それから専門的な知識が必要な場合に研修等を受講されると思いますが、そちらの受講をする分についての支援と、2 つの部門で補助が示されております。

補助基準額につきましては、看護師の配置につきまして532 万円、それから研修の受講支援分につきまして30 万円ということになっております。国からの補助率が2 分の1 で、県、町で4 分の1 ずつの負担となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番木村洋子議員

ありがとうございます。先ほど保育園ということですが、幼稚園も含まれているのかどうかという

ところと、あとは実際町のほうでは、町内では何人ぐらいの児童、対象の子供たちがいるのか、そこをお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

先ほど保育施設とお話ししましたが、現時点で保育園のほうで受入れしておりましたので、その分だけ計上しております。

また、人数につきましては現在お一人というところでは。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第48号 令和3年度山田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第49号 令和3年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（川口徹也）

議案第49号 令和3年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ968万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ20億7,761万4,000円としようとするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明いたします。

5ページを御覧ください。歳入であります。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金968万2,000円の増額は、国の特別調整交付金の増額が見込まれることに伴い、特別交付金について増額分を計上しようとするものであります。

次に、歳出であります。7ページを御覧ください。2款保険給付費、6項1目傷病手当金341万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の予算計上によるものであります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分317万3,000円の減額、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分188万2,000円の増額は、国民健康保険事業費納付金の負担額が確定したことによるものであります。

8ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、3項1目介護納付金分756万3,000円の増額は、国民健康保険事業費納付金の負担額が確定したことによるものであります。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ968万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,761万4,000円としようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

この歳入のほうでの特別交付金、この額は負担額が確定したことによって金額が決まってくる額なのか、それとも別個に算定していった結果、このように特別交付金が968万2,000円、歳入として入ってくるシステムなのか、その辺確認しておきたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えいたします。

納付金について額が決まれば、その納付金全額ではないのですが、それに相応する分の国からの特別調整交付金が県を經由して町に来るということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

最後に確認します。そうすれば、町で算出してやったのではなくて、確定した金額によって来るお金と理解してよろしいものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

納付金については県から指定されてくるのですが、それに傷病手当とかそういった足したり、あるいは今回は傷病手当だけだったのですが、それらを加味して計上して、その分がそのまま来るといいますか、特別調整交付金の中の精神分ということで当初は低く見積もっている分が、最終的には2,000万前後になる見込みでありますので、その幅の分で増額をしているところでございます。

○10番関 清貴議員

はい、分かりました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

すみません、私もちょっと教えてもらいたいのですけれども、この傷病手当自体が仕事を休まざるを得なかった人に支払われるものだというふうな認識だったのだけれども、かかった人だけなのか、まずその1点目のほうから教えてもらいたいけれども。

あとは、かかった人だけなのか、それとも疑いがある休まなければならなかった人までなのか。こういうふうに具体的に数字が出たのだから、町内ではどういうふうな状況なのか、そこまでお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

実際休んで入院をしたという期間になりますので、その期間から3日を控除して4日目以降出るということですので、罹患したというふうに捉えております。

この金額につきましては、県から1人当たりのおおよその金額が示されているところですが、多めに見てと言えば変な言い方になりますが、本町としては50人分を計上しております。実際は使った方はおりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

使った人はないの。当町でも一、二名ですか、あったのだけれども、そういう人たちにはこういうのは使われないのか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

国民健康保険ではないところの保険だったと思います。

以上です。

○7番山崎泰昌議員

分かりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 令和3年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第50号 令和3年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第50号 令和3年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、第5条として債務負担行為の規定を加え、債務負担行為をすることができる事項を長林地区配水管布設替工事、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を1億1,000万円と定めるものです。

この工事は、令和3年度及び令和4年度の事業として単年度ごとの契約、発注を予定しておりましたが、工事の進捗を図るため2か年事業として契約できるように債務負担行為を設定するものです。

次ページの債務負担行為に関する調書については、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 令和3年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読、事務局長。

○議会事務局長（武藤嘉宜）

令和3年6月10日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、関清貴。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、新型コロナウイルス感染症に関することについて。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

令和3年6月10日、山田町議会議長昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、菊地光明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、新型コロナウイルス感染症対応について、商工観光の振興について、水産業の振興について、東日本大震災被害からの復旧復興について、令和元年台風19号被害からの復旧復興について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

ここでお諮りします。本案はさきに開催しました全員協議会で既に協議しておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の関係機関への送付については、本職に一任願います。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で令和3年第2回定例会の全てが終了しました。大変ご苦労さまでした。

これをもって閉会いたします。

午前 11時10分閉会